

千葉県子ども・若者みらいプラン 事業一覧

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
1		I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	心のバリアフリー推進事業(再掲)	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。	健康福祉政策課	○	I-2-③	6,344千円	主な事業 ・スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 ・人権問題研修会支援事業 ・啓発DVDの貸出し ・子どもの人権に関する研修会
2	1	I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	人権教育推進事業	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における人権教育に関する諸問題について研究協議を行うとともに、全教職員へ配付する指導資料を作成し、人権教育の推進、充実を図る。	教育庁児童生徒安全課			1,931千円	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における人権教育に関する諸問題について研究協議を行うとともに、全教職員へデータ配付する指導資料を作成し、人権教育の推進、充実を図る。
3		I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	保育所保育士等研修事業(再掲)	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。	子育て支援課	○	II-1-②	4,800千円	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。
4		I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	保育士等キャリアアップ研修事業(再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課	○	II-1-②	166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
5		I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	子育て支援員研修(再掲)	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。	子育て支援課	○	II-1-②	4,700千円	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 令和7年度を受講定員は1330名である。
6		I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	放課後児童支援員認定資格研修事業(再掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課	○	II-2-③	31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。R6年度を受講定員は1560人(120人×13クール)である。
7		I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	放課後児童支援員等資質向上研修事業(再掲)	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課	○	II-2-③	31,000千円	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。
8	2	I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	社会人権教育指導研修事業	社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催する。県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育の推進に向けて広く活用されるよう、社会人権教育指導資料等を作成し、配布する。	教育庁生涯学習課			888千円	社会人権教育を充実し、指導者等の資質向上を図るため、社会人権教育中央研修会を年1回、教育事務所毎の社会人権教育地区別研修会、年4回の社会人権教育指導者養成講座を開催する。指導者養成講座では、学校人権教育との連携を図るために、合同開催を年1回計画している。また、県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育資料「ともに幸せを求めて」を作成し、配布する。
9	3	I	1	① 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	46	子ども・若者の意見表明の促進	子ども・若者の社会参画を促すために、県と子ども・若者の対話の機会を確保し、子ども・若者の意見表明を促進する。	子育て支援課			—	こどもの権利啓発のためのシンポジウムで、子ども・若者をパネラーとしたパネルディスカッションを実施し、こどもの権利について意見表明の場を提供する。
10	4	I	2	① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	51	自然環境保育推進事業	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性を育む自然環境保育を行っている団体を県が認証し、支援する。	子育て支援課			43,700千円	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、子どもの主体性や創造性等を育む「自然保育」を行っている団体を認証し、その取組を支援するとともに、県内で自然保育を普及・浸透させるための取組を行う。 令和7年4月1日現在の認証団体数は139団体(重点型48団体、普及型91団体)
11	5	I	2	① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	51	さとやま整備・活用促進事業	森林環境教育の場となる「教育の森」の整備や、森林環境教育の指導者の育成を行う。	森林課			5,294千円	教育機関向けの森林環境教育研修の実施2回、教育の森等のフィールド整備4箇所
12	6	I	2	① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	51	緑化推進事業	森林環境教育等を実施する「みどりの少年団」の育成を支援することにより、こどもが森林・緑と触れ合う場を設ける。	森林課			550千円	みどりの少年団活動支援、46団
13	7	I	2	① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	県民の森事業	県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。	森林課			280,213千円	県民の健康増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的として設置された県民の森6施設の管理運営及び施設の整備(維持・補修)等を行う。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画		
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容	
14	8	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	千葉フィールドミュージアム事業	郷土の自然や文化の魅力を再認識し、体験環境・魅力的な地域づくりを支援するため、地域の自然や文化そのものを資料と考え、学びの舞台となるフィールドミュージアム事業を県立博物館で実施する。	文化振興課			12,496千円	・房総のフィールドミュージアム推進事業 (中央博物館) 「教室博物館」月2回、「観察会等」8回 ・川のフィールドミュージアム (関宿城博物館) 「関宿城下を歩こう」4回、「河川敷のいきものさがし」2回、「石仏見学会」1回、謎解きクイズ ・海のフィールドミュージアム (分館海の博物館) 「観察会」11回、「海の生きもの観察ツアー」10回、「フィールドトリップ」、「団体フィールドトリップ」、「野外実習授業」随時
15	9	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。	文化振興課			4,448千円	伝統芸能については、県内の小・中学校の児童・生徒を対象に、三曲(箏・三味線・尺八)、雅楽、能楽の演奏者等を学校に派遣し、鑑賞と楽器等の体験を行う。令和7年度は、5教育事務所管内で計21校に派遣の予定(三曲6校、雅楽8校、能楽7校)。 洋楽については、県内の小・中学校の児童・生徒(主に吹奏楽部・管弦楽部の部員)を対象に、演奏力のレベルアップと音楽芸術の一層の普及・振興等を目的として、プロの演奏家を学校に派遣し、楽器指導を行う。令和5年度は、5教育事務所管内で計5校に派遣の予定。
16	10	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	文化芸術のミライ応援補助金	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。	文化振興課			1,214千円	①補助金交付(6者6事業) ②事業の募集及び県ホームページにおける採択事業の広報 ・応募団体(9者9事業) ・採択事業の広報(6者6事業)
17	11	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	学校における芸術鑑賞事業	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を 提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。	文化振興課			29,706千円	(学校音楽鑑賞教室) 県内小・中学校、高等学校等の児童・生徒を対象に、プロオーケストラを学校等に派遣し演奏会を行う。 令和7年度は小中学校39公演、高等学校6公演を予定。 (特別支援学校巡回コンサート事業) 県立特別支援学校における巡回コンサートを18公演実施する予定。
18	12	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	青少年教育施設の運営	指定管理者により県立青少年教育施設の管理運営を行い、多様な体験 活動の機会を提供する。	教育庁生涯学習課			487,454千円	施設管理運営 ・手賀の丘青少年自然の家 91,555千円 ・水郷小見川青少年自然の家 100,000千円 ・君津亀山青少年自然の家 97,302千円 ・東金青少年自然の家 86,900千円 ・鴨川青少年自然の家 111,697千円
19	13	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	出土文化財管理活用事業	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器ッと古代“宅配便”」を実施するとともに、各校での歴史の授業に供するため、出土文化財を活用した学習キットを作成のうえ、配付する。	教育庁文化財課			300千円	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器ッと古代“宅配便”」を実施するとともに、出土文化財を活用した学習キットを配付する。
20		I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	若者の仲間づくり支援(再掲)	若い世代が出会い、仲間づくりを行うことができる場の創出を検討する。	子育て支援課	○	Ⅱ-3-③	-	若者の仲間づくり・出会いの場を創出するため、若者の趣味や関心をきっかけとした、誰でも気軽に参加しやすい仲間づくり・出会いの場を企業・団体・市町村等と連携して創出していく。
21	14	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	多様な体験活動による交流促進	地域のリーダー的存在である青少年相談員がスポーツ活動や文化活動等の多様な体験活動を促進し、青少年同士の交流を図る。	県民生活課			—	青少年がスポーツやレクリエーション及び文化活動等を通じて、親睦を深めることを目的に、青少年相談員が各地区(11地区)で年1回つどい大会を開催
22	15	I	2	①	遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	福祉教育推進校の指定	県は、小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していく。	健康福祉指導課			7,485千円	【千葉県が実施する事業】 ①福祉教育推進校の指定 (指定年度:令和5年度、令和6年度及び令和7年度) 小学校 27校 中学校 18校 高等学校 17校 【千葉県社会福祉協議会が実施する事業】 (指定年度:令和5年度、令和6年度及び令和7年度) ②福祉教育推進団体の指定 団体 23団体 ③千葉県福祉教育推進連絡会議の開催 ④千葉県福祉教育推進関係者会議の開催 ⑤福祉教育推進指定校、福祉教育推進指定団体への補助・助成 ⑥千葉県福祉教育推進員養成研修(5日間のプログラム)の実施 ⑦市町村社会福祉協議会、学校等への福祉教育事業訪問支援 ⑧市町村社会福祉協議会福祉教育担当者研修の開催 ⑨高校生介護等体験特別事業の実施 ⑩福祉教育推進活動報告書の作成

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
23	16	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	52	さわやかちば県民プラザ学習提供事業・情報収集・提供事業	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環として、ボランティア意識の向上を図ることを目的とした「高校生のためのボランティア体験講座」を実施する。 また「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動・ボランティア活動に係る情報収集・提供を実施する。	教育庁生涯学習課			568千円	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環として、ボランティア意識の向上を図ることを目的とした「高校生のためのボランティア体験講座」を実施する。 また「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動・ボランティア活動に係る情報収集・提供を実施する。
24	17	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	地域ボランティア活動環境整備事業	ボランティア活動を希望する方が、意欲を持って地域での活動に取り組めるよう、受入団体のボランティア活動情報を掲載し、閲覧した希望者が参加申込できるマッチングサイトを管理・運営する。 また、ボランティア活動への県民参加を促進するため、活動の魅力を体感できるような体験会を開催するほか、活動の継続・定着を図るため、受入団体に対し体制整備の支援を行う。	県民生活課			23,046千円	・ボランティアマッチングサイト「ちばボランティアナビ」の運営 ・体験会の開催：10回程度を予定 ・団体支援の実施：新規15団体、継続5団体程度を予定
25	18	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	県民向け市民活動・ボランティア普及啓発（県民活動PR月間の実施）	市民活動の基礎知識等を掲載したリーフレットや、各種普及啓発用グッズを様々な機会を捉えて配布し、県民活動の普及啓発を行う。	県民生活課			1,961千円	様々な機会を捉えて啓発グッズの配布等を行うとともに、ちば県民活動PR月間においては、市町村及び市民活動団体に対し、賛同行事の募集及びイベント等の支援を実施
26	19	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	千葉県NPO・ボランティア情報ネットの運営	県ホームページ「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」において、NPO法人制度に係る情報及び県内のNPO・ボランティア支援機関 情報、民間団体からの助成情報等を掲載する。	県民生活課			—	県ホームページでの情報提供
27	20	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	ライトブルー賞	善意や親切心からよい行いをした青少年及び青少年を育成支援する 活動をしている者で、顕著な功績があった個人又は団体を表彰する。	県民生活課			676千円	候補者の選考（10月）及び表彰式の開催（12月頃）
28	21	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	子どもの読書活動推進事業	「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備、こどもの読書活動の普及啓発を推進する。	教育庁生涯学習課			2,181千円	・子どもの読書活動啓発リーフレットの作成・配付（乳幼児向け37,510、小学生向け44,170） ・学校図書館・公立図書館連携研修会の開催（学校教職員、図書館職員等対象 1回 ※動画配信） ・千葉県子ども読書の集いの開催（1回） ・読み聞かせボランティア講座（2回） ・特別支援学校訪問読書支援 20校程度
29	22	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	ちば食育活動促進事業	健全な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。	環境農業推進課			7,665千円	①県食育推進県民協議会の開催（1回） ②地域食育推進会議の開催（県内10地域10回） ③「ちば食育ボランティア」研修事業（1回） ④元気な「ちば」を創る食育応援企業連絡会の開催（1回） ⑤地域食育活動交換会の開催（県内10地域10回） ⑥市町村食育推進計画作成促進活動 ⑦食育月間における啓発（6月・11月） ⑧啓発資料の作成・配布（5種約5万部） ⑨地産地消食育推進事業（1回）
30		I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	いきいきちばっ子食育推進事業（再掲）	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。	教育庁保健体育課	○	Ⅱ-2-①	1,947千円	・食に関する指導事業を実施（5ヶ所 約800人参加） ・高等学校と連携した食育活動を支援（高校2校、小学校3校） ・地域における食育指導推進事業を実施（推進委員15名、推進拠点校8校で公開授業、全体連絡協議会3回開催） ・高校生の健全な食生活の実践に向けた食育を推進するために、リーフレットを作成、配付する。
31	23	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	「早寝早起き朝ごはん」国民運動	こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。	教育庁生涯学習課			—	ウェブサイトで、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載し、個々の家庭の親力向上を目指すため、随時更新していく。
32	24	I	2	①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	53	水産物消費・食育対策事業	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。	水産課			1,602千円	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。
33		I	2	②創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業（再掲）	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。	文化振興課	○	I-2-①	4,448千円	伝統芸能については、県内の小・中学校の児童・生徒を対象に、三曲（箏・三味線・尺八）、雅楽、能楽の演奏者等を学校に派遣し、鑑賞と楽器等の体験を行う。令和7年度は、5教育事務所管内で計21校に派遣の予定（三曲6校、雅楽8校、能楽7校）。 洋楽については、県内の小・中学校の児童・生徒（主に吹奏楽部・管弦楽部の部員）を対象に、演奏力のレベルアップと音楽芸術の一層の普及・振興等を目的として、プロの演奏家を学校に派遣し、楽器指導を行う。令和5年度は、5教育事務所管内で計5校に派遣の予定。
34		I	2	②創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	学校における芸術鑑賞事業（再掲）	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を 提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。	文化振興課	○	I-2-①	29,706千円	（学校音楽鑑賞教室） 県内小・中学校、高等学校等の児童・生徒を対象に、プロオーケストラを学校等に派遣し演奏会を行う。 令和7年度は小中学校39公演、高等学校6公演を予定。 （特別支援学校巡回コンサート事業） 県立特別支援学校における巡回コンサートを18公演実施する予定。
35		I	2	②創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	出土文化財管理活用事業（再掲）	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器ツと古代“宅配便”」を実施するとともに、各校での歴史の授業に供するため、出土文化財を活用した学習キットを作成のうえ、配付する。	教育庁文化財課	○	I-2-①	300千円	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器ツと古代“宅配便”」を実施するとともに、出土文化財を活用した学習キットを配付する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったもの は、【 】で新事業名を 記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
36		I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	文化芸術のミライ応援補助金(再掲)	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。	文化振興課	○	I-2-①	1,214千円	①補助金交付(6者6事業) ②事業の募集及び県ホームページにおける採択事業の広報 ・応募団体(9者9事業) ・採択事業の広報(6者6事業)
37	25	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	国際教育交流推進事業	「世界を舞台に活躍できる人材の育成」に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目標に、国際交流の機会を増やす。	教育庁教育政策課			21,500千円	グローバル人材の育成に向け、高校生及び教職員の台湾への派遣や国内施設における留学の疑似体験等を実施して国際教育交流の促進を図るとともに、留学に関する情報提供や留学支援を行うなど、世界を舞台に活躍する人材の育成を図る。
38	26	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	英語等外国語教育推進事業(ALT(外国語指導助手)活用の充実)	中学生・高校生に求められる英語力が身に付くように、県立学校へALTを派遣する。充実した言語活動を実践することで生徒の英語力の向上を図る。	教育庁学習指導課			297,174千円	直接雇用又は派遣外国語指導助手(ALT)を県立学校に配置し、外国語の授業における言語活動の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。
39	27	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	グローバル人材プロジェクト事業(小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業)	生徒の英語力向上のために、教師の英語力及び指導力向上を目的とした研修の企画・運営等を行う。	教育庁学習指導課			1,829千円	①4技能向上English Workshop ②小学校外国語スキルアップ研修 ③外国語教育におけるICTの効果的な活用 ④ALT及び小・中・高外国語担当教員指導力向上研修 上記の研修を実施することで、教師の英語力及び指導力を向上させ、授業改善につなげていく。
40	28	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	幕張アジアアカデミー事業	アジア経済研究所で研修中の、アジア・アフリカ各国の行政官が自国の文化等について英語で特別講義を行う。	国際課			—	アジア経済研究所と連携し、県内の全ての公立・私立高等学校から広く募集して実施する。
41	29	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	内閣府青年国際交流事業	世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身に付け、国際社会・地域社会で活躍する時代を担うにふさわしい青年を育成することを目的とした、内閣府の青年国際交流事業について、広報・周知を行う。	県民生活課			68千円	①参加青少年の募集に係る広報 ・募集及び選考は内閣府が行う。 ②地方プログラム受入れ 東南アジア青年の船事業における地方プログラムの一環として表敬訪問を行う。
42	30	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	ユネスコスクール加盟への支援	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内の取組について情報提供を行う。	教育庁生涯学習課			—	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内の取組について情報提供を行う。
43	31	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	57	環境教育指導者養成研修の開催	学校や地域で環境教育活動を実践できる人材を育成するため、教育庁と連携し、環境教育の指導内容や指導方法についての研修を実施する。	循環型社会推進課			438千円	森林環境教育プログラム「LEAF」を取り入れ、SDGsの考え方を盛り込んだ体験型の研修を実施する。 教員向け:1回 NPO等の指導者向け:2回
44	32	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	若者が主役の環境保全活動応援事業	本県の環境活動をリードする若手人材の育成を図るため、若者の創意工夫による活動の企画コンペ「若者が主役の環境保全活動アイデアコンテスト」を実施し、若者への環境保全活動支援や、地域団体や企業への橋渡しを行う。	循環型社会推進課			4,800千円	「若者が主役の環境保全活動アイデアコンテスト」を次のとおり開催する。 ・募集期間 6/23～9/8 ・コンテスト開催(書類審査を通過した5団体によるプレゼン) 10/19 →3団体を表彰予定 ・受賞団体に対し活動報告会を3月に開催するなど継続して支援予定。
45	33	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	環境月間ポスターの募集・表彰	環境月間の作品(ポスター)を募集し、その中から特に優秀な作品に対して表彰するとともに、作品を環境保全意識の普及啓発に活用する。	循環型社会推進課			147千円	6月の環境月間の取組として、小学生・中学生・高校生以上からポスター作品を募集する。受賞作品12点については、1月に表彰を行う。
46	34	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	ちば起業支援事業	県民にとって「起業」そのものを身近に感じてもらい、特に若者の新たな発想による起業・創業をこれまで以上に促進していくため、県内の起業家や起業希望者を対象としたビジネスプランコンペティション等(起業家応援事業)や、起業について学ぶ若年層向けアントレプレナーシップ教育(起業家育成事業)を実施。これらにより起業家の裾野を広げ、優秀な起業家の発掘・支援を行う。	経営支援課			39,250千円	・ビジネスプランコンペティションの集大成である大交流会を年1回開催 ・小学生・中学生を対象とした起業体験会の実施 30時間程度のプログラムを年2回実施 ・高校生・大学生等を対象としたビジネスプラン作成ワークショップの開催 36時間程度のプログラムを年1回実施 ・高校生等を対象とした起業家講演会の実施 年1回開催
47	35	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	県立高等学校における起業家育成に関するコースの設置	県立高等学校において「起業家育成に関するコース」を設置し、予測困難な時代の中で、新たな価値を創造できる起業家精神を有する人材の育成を目指す。	教育庁教育政策課			—	令和4年10月に策定した「県立高校改革推進プラン・第1次実施プログラム」に基づき、令和6年度に千葉商業高校に「起業家育成に関するコース」として「アントレプレナーシップコース」を設置した。 設置後の状況について、適宜設置校と情報共有を図る。
48	36	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	科学の甲子園ジュニア千葉県大会	科学の甲子園ジュニアは、中学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取組である。平成23年度に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が創設し、全国の科学好きな中学生が集い、競い合い、活躍できる場を構築し、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指している。	教育庁学習指導課			426千円	・千葉県大会の案内ポスターを県内の中学校等へ送付したり、県大会の結果を県教委ウェブページに掲載したりするなど、広報活動を行う。 ・全国大会出場チーム(千葉県大会優勝チーム)に対して、全国大会前に強化トレーニングを行う。
49	37	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	科学の甲子園千葉県大会	科学の甲子園は、高等学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取組である。	教育庁学習指導課			100千円	・千葉県大会の案内ポスターを県内の高等学校等へ送付したり、県大会の結果を県教委ウェブページに掲載したりするなど、広報活動を行う ・全国大会出場チーム(千葉県大会優勝チーム)に対して、全国大会前に強化トレーニングを行う
50	38	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	スーパーサイエンスハイスクール	先進的な理数系教育に重点を置いた研究開発を行う高等学校等を文部科学省が指定し、将来の国際的な科学技術系人材を育成することを目指す。	教育庁学習指導課			16,347千円	・指定校への指導助言を行い、研究開発の深化を目指す。 ・県立長生高等学校及び県立柏高等学校のR8年度採択を目指す。
51	39	I	2	② 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	ちばジュニア強化	ジュニア層(原則小学生～高校生)を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、未来のアスリートの発掘・育成・強化や指導者の養成・資質向上を図るとともに地域に根ざした競技振興を目指すこととする。	競技スポーツ振興課			66,030千円	小学生～高校生を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行う。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
52	40	I	2	②創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援	58	千葉県競技力向上推進本部事業	「千葉県競技力向上推進基本方針」に基づき、本県競技力の恒常的な維持・発展を図り、「千葉県スポーツの発展」の一層の推進を図ることを目的とする。	競技スポーツ振興課			260,000千円	「ゆめ半島千葉国体(平成22年度)」の成果を引き継ぎ、本県選手の育成・強化を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとして更なるパラスリートの競技力向上に取り組む。
53	41	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	多様性尊重に関する普及啓発事業	多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう企業向けセミナーを実施する。	多様性社会推進課			4,350千円	多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう企業向けセミナーを実施する。
54	42	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	LGBTQIに関する相談事業	県内の性的マイノリティの人々やその家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどについて、相談員が相談を受け付ける。	多様性社会推進課			10,400千円	県内の性的マイノリティの人々やその家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどについて、電話及びLINEにて、相談員が相談を受け付ける。 (相談実施日) 毎月第1・3・5火曜日の18時～22時 第2・4土曜日の13時～17時
55		I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	特別支援学校教育用コンピュータ整備事業(再掲)	学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、学習活動(交流及び共同学習を含む)において積極的にICTを活用できるように、教育用コンピュータ等の整備・更新を進める。	教育庁特別支援教育課	○	I-5-①	251,590千円	特別支援学校の児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、教育用コンピュータ(一人一台端末等)、情報通信ネットワーク環境(固定式無線LAN)、公立学校入出力支援装置の整備や電子黒板の導入を進める。
56	43	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	男女共同参画推進についての出前講座	男女共同参画に関する理解を広め、意識の向上を図るため、児童生徒、教職員などに対し、幅広く啓発活動を実施するなど、出前講座を実施する。	多様性社会推進課			—	県職員・教職員や、市町村、企業、各種団体からの依頼により、研修等啓発活動を実施することで、男女共同参画の理解促進を図る。
57	44	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、異業種交流会などにより、情報交換や研修会等を実施する。	多様性社会推進課			3,952千円	県と連携しながら民間における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、産業・地域・教育分野における県域組織で構成された男女共同参画推進連携会議により、講演会等を開催し、参加団体へ幅広く働きかけを行う。より実践的な職場環境づくりや人材育成等の取組に繋げることを目的に、実務レベルのリーダーを対象とした男女共同参画シンポジウム及び女性活躍推進のための異業種交流会を実施予定。
58	45	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	男女共同参画地域推進員事業	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。	多様性社会推進課			2,023千円	各市町村で活躍する地域推進員の増加を図るほか、地域推進員による地域に根ざした男女共同参画に係る広報・啓発活動等を行う。 ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度
59	46	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	男女共同参画センターにおける学習研修事業	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。	多様性社会推進課			1,373千円	男女共同参画の意識啓発のため、自己啓発(スキルアップ)講座及び関係機関と連携した専門的講座を開催する。 ○関係機関と連携した男女共同参画に関する専門講座 ・大学等との連携講座 ・地域団体等との連携講座 ○女性リーダー養成講座 ・就労支援講座 ・就農支援講座 ・起業支援講座 ・防災リーダー養成講座
60	47	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	男女共同参画センターにおける県民フェスタの開催	社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。	多様性社会推進課			2,048千円	社会情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。
61	48	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	「国際理解セミナー」の開催	国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会づくりの理解促進を図るため、県民を対象とした有識者等によるセミナーを開催する。	国際課			733千円	多文化共生社会づくりの理解促進を図るため、県民を対象とした有識者等によるセミナーを開催する。
62	49	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	地域日本語教育推進事業	日本人と外国人の双方が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、市町村が開設する地域日本語教室の整備に向けた支援や、日本語ボランティアの育成を行うなど、県内各地域における外国人への日本語教育環境の整備を推進する。	国際課			37,200千円	市町村が開設する地域日本語教室の整備に向けた支援や、日本語ボランティアの育成を行うなど、県内各地域における外国人への日本語教育環境の整備を推進する。
63	50	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	62	外国人相談事業	外国人県民が安全で安心な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を設置する。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談も実施する。	国際課			31,076千円	外国人県民が安全で安心な生活を送ることができるよう、多言語による相談窓口を設置して対応する。また、弁護士・行政書士による専門相談を実施する。
64	51	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	63	外国語による情報提供事業	千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供する。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載する。	国際課			900千円	千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」へ外国人県民向けの生活情報等を多言語で掲載する。また、多言語生活ガイドブック「ハローちば」をPDF形式で掲載する。
65	52	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	63	外国籍の子供の日本語学習等支援事業	外国籍のこどもが地域の一員として暮らし活躍できるよう、義務教育年齢を超過した日本語指導を要する外国籍のこどもに対し、高校就学に必要な日本語や教科等を指導する関係団体等の取組を支援する。	国際課			5,000千円	義務教育年齢を超過した日本語指導を要する外国籍のこどもに対し、高校就学に必要な日本語や教科等を指導する関係団体等に対し、教室の運営に要する経費の一部を助成する。
66	53	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	63	学校人権教育の推進	幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の管理職及び担当者、各市町村及び教育事務所担当指導主事、学校人権教育推進校担当者を対象に各協議会の開催や、研修を実施し、国や県の施策をはじめ、個別の人権課題について理解を深めると共に、学校人権教育の在り方や人権教育の全体的な推進を図る。	教育庁児童生徒安全課			1,931千円	学校人権教育研究協議会(各教育事務所担当指導主事協議会4回、市町村教育委員会人権担当を対象とした全体協議会1回、公立幼・認定こども園・小・中・義務教育学校の管理職を対象とした地区別協議会を5地区で実施、高等学校の管理職を対象とした高等学校協議会1回、小中各10校、高等学校5校の推進校協議会5回)を実施する。
67	54	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	63	心のバリアフリー推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。	健康福祉政策課			6,344千円	主な事業 ・スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 ・人権問題研修会支援事業 ・啓発DVDの貸出し ・子どもの人権に関する研修会
68	55	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	63	外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	外国人の児童生徒の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。	教育庁学習指導課			29,845千円	外国人の児童生徒の母語を理解する者等を教員の補助者として県立高等学校及び県立特別支援学校に派遣し、授業の通訳や学習・生活に関する相談に応じるなどの対応を通して、日本語指導及び適応指導の充実を図る。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
69	56	I	2	③多様性を尊重する社会づくり	63	外国人児童生徒等教育に関する連絡協議会	日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を行う。	教育庁学習指導課			60千円	外国人児童生徒等教育の充実を図るため、専門的な知識をもつ講師等を呼び、指導方法及び受入れに関する研修をオンラインで行う。(年2回)
70	57	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	良好な景観形成の推進	良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するため景観セミナーを開催するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提供を行うことにより支援する。	公園緑地課			2,018千円	良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するためまち歩きを開催するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提供を行うことにより支援する。
71	58	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	河川環境の整備と保全	河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進する。また、河川空間を活用し賑わいの創出を推進する。	河川環境課			1,328,030千円	河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進する。また、水辺空間や歴史的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を推進する。
72	59	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	海岸整備の推進	自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。	河川整備課			4,176,874千円	海岸堤防、護岸等の整備実施
73	60	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	都市公園の整備推進	こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進する。	公園緑地課			1,610,020千円	八千代広域公園:造成工事等 市野谷の森公園:用地取得
74	61	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	公営住宅等の整備推進	住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 また、公営住宅の建替え等の際に、余剰地を有効に活用するなど、子育てしやすい居住環境形成に努める。	住宅課			3,032,271千円	県営住宅建設事業 (1)整備事業 (2)改善事業 (3)風呂釜・浴槽設置等
75	62	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	県営住宅における子育て世帯への優遇措置	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。	住宅課			—	引き続き、入居抽選時の球数優遇を講じるとともに子育て世帯のみが申込できる枠を設定する。
76	63	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	住宅セーフティネット制度	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。	住宅課			2,729千円	住宅各要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行う。 また、市町村向け・関係事業者向け講習会等を行う。
77	64	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	住宅に関する情報提供の推進	「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。	住宅課			1,265千円	「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。
78	65	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	65	ちばバリアフリーマップの充実	高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実を図る。	健康福祉指導課			7,400千円	高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実を図る。
79	66	I	2	④「こどもまんなかまちづくり」の推進	66	公共交通機関等のバリアフリー化の推進	妊産婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用 できるような鉄道やバス等の環境整備を支援する。	交通計画課			115,450千円	・1市2駅に対しエレベーター4基分の整備へ補助予定。 ・1市2駅に対しホームドア4線分の整備へ補助予定。 ・1市1駅に対し内方線付き点状ブロック2線分の整備へ補助予定。 ・13事業者に対しノンステップバス48台への導入に補助予定。
80	67	I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。	子育て支援課			454千円	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。
81		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	若者と一緒に考える地域活性化セミナー(再掲)	今後社会を担っていく若い世代を中心に、人口減少をめぐる問題について認識を深め、今後のライフデザインを考える上での参考にしてもらうため、県内の大学等において有識者を講師として招きセミナーを開催する。	政策企画課	○	Ⅱ-2-⑤	500千円	対象者:大学生、短期大学生 実施回数:8回 実施場所:千葉県内の大学又は短期大学 講演内容: ①人口減少問題に関する有識者(大学教授等)による講演 ・人口減少が与える地域社会への影響について ・地域で働くことの意義や働き方の価値観の変化、働き方の多様性について ・人口減少社会の中にあつて、若者自身のライフデザインとしての考え方、取り組むべきこと など ②まちづくりに実際に携わる方や自治体職員による講演 ・地域又は県内の産業分野において若者が取り組んでいる事例の紹介 ・地域又は県内の産業・働き方・生きがいなどの事例の紹介 など
82	68	I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	たばこ対策推進事業	たばこ健康に関する知識の啓発、20歳未満の者の喫煙防止等たばこ対策を総合的に推進する。	健康づくり支援課			5,800千円	・禁煙週間(5月31日～6月6日)等における街頭キャンペーンの実施 ・児童・生徒向けリーフレット「学ぼう! たばこの健康影響について」を作成し、県内小学5年生の児童に配布
83	69	I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	エイズ関連対策事業	関係各所から通知されるエイズ教育に関する情報を、学校教育現場へ周知し、エイズ教育の推進と充実を図る。	教育庁保健体育課			—	エイズリーフレットのデータを最新のものに更新し、ホームページ上に掲載する。 また、毎年、県内全公立学校を対象とした「性教育研修会」において、エイズのみならず性教育全般に関して、各校の実践発表や講演会を開催するなど、性教育の充実に努め、Web研修会を取り入れて実施する。
84		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	「性に関する教育」普及推進事業(再掲)	学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施する。	教育庁保健体育課	○	Ⅱ-2-④	66千円	公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等(各校1名)(他 希望者)、市町村教育委員会関係者(希望者)、教育事務所指導主事等(希望者)を対象に、学校教育における性に関する指導の一層の充実を図るとともに性教育について理解を深めるための研修会を行い、指導力の向上に資する。 オンデマンドで動画を視聴し、受講後にアンケートを提出する形式で実施する。
85		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	青少年を対象とするエイズ対策講習会(再掲)	性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。	疾病対策課	○	Ⅱ-2-④	2,338千円	各保健所(健康福祉センター)で青少年を対象とする講習会を学校等において開催し、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図る。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
86		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	周産期医療審議会(再掲)	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の整備を図るため、周産期医療審議会を開催する。	医療整備課	○	Ⅱ-1-①	1,190千円	周産期母子医療センターの指定等の審議、保健医療計画(周産期医療)を検証する審議会を開催する。また、周産期医療体制の検討を行うため、審議会内にワーキンググループ(WG)を設置し、周産期医療体制についての検討やマニュアルの作成等を行う。
87		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	周産期母子医療センター運営事業(再掲)	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供 する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。	医療整備課	○	Ⅱ-1-①	906,326千円	国庫補助を活用し、地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費についての補助を実施する。
88		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	母体搬送コーディネート事業(再掲)	リスクの高い分娩等が緊急時に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受け入れ先の調整を行う。	医療整備課	○	Ⅱ-1-①	21,403千円	総合周産期母子医療センターに委託し、受け入れ可能な医療機関情報を収集し、妊産婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受け入れ先の調整を行う。
89		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	小児医療協議会(再掲)	小児医療体制の整備や研修及び啓発等について、小児医療関係者と協議を行う。	医療整備課	○	I-3-②	437千円	千葉県の小児救急医療体制について、小児科医等の専門家と小児分野の評価や課題について検討していく。
90		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	70	小児救急医療啓発事業(再掲)	こどもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。	医療整備課	○	I-3-②	3,205千円	子どもの急病時の対応についてのガイドブック等を作成し、母子手帳交付時等に保護者へ配布する。また、保護者を対象に子どもの急病時の対応について講習会を実施する。
91		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	71	小児救急医療体制の整備(再掲)	小児救急医療体制の整備を図る。 1 初期救急医療体制 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救命救急センター運営事業 原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。 ②県こども病院及び各地域の救命救急センター(県総合救急災害医療センターを除く)で、重篤救急患者を受け入れる。	医療整備課	○	I-3-②	381,629千円	小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子健康手帳別冊で広く情報を提供する。 1 初期救急医療体制 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。 ①県こども病院及び各地域の救命救急センター(県総合救急災害医療センターを除く)で、重篤救急患者を受け入れる。 ②小児救命救急センター運営事業 原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。
92		I	3	①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	71	小児救急電話相談事業(再掲)	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。	医療整備課	○	I-3-②	101,000千円	小児の保護者等の不安解消や救急医療機関への軽症患者の集中緩和を図ることを目的に、夜間において、小児の保護者等からの電話相談に看護師や小児科医が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。
93	70	I	3	②こどもの健康の保持増進	73	小児救急医療啓発事業	こどもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。	医療整備課			3,205千円	子どもの急病時の対応についてのガイドブック等を作成し、母子手帳交付時等に保護者へ配布する。また、保護者を対象に子どもの急病時の対応について講習会を実施する。
94	71	I	3	②こどもの健康の保持増進	73	小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。	医療整備課			101,000千円	小児の保護者等の不安解消や救急医療機関への軽症患者の集中緩和を図ることを目的に、夜間において、小児の保護者等からの電話相談に看護師や小児科医が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。
95	72	I	3	②こどもの健康の保持増進	73	小児医療協議会	小児医療体制の整備や研修及び啓発等について、小児医療関係者と協議を行う。	医療整備課			437千円	千葉県の小児救急医療体制について、小児科医等の専門家と小児分野の評価や課題について検討していく。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
96	73	I	3	② こどもの健康の保持増進	74	小児救急医療体制の整備(再掲)	小児救急医療体制の整備を図る。 1 初期救急医療体制 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救命救急センター運営事業 原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。 ②県こども病院及び各地域の救命救急センター(県総合救急災害医療センターを除く)で、重篤救急患者を受け入れる。	医療整備課			381,629千円	小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子健康手帳別冊で広く情報を提供する。 1 初期救急医療体制 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。 ①県こども病院及び各地域の救命救急センター(県総合救急災害医療センターを除く)で、重篤救急患者を受け入れる。 ②小児救命救急センター運営事業 原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。
97	74	I	3	② こどもの健康の保持増進	74	歯と口の健康週間及び「いい歯の日」普及啓発事業	歯と口の健康週間(6月4日～10日)、いい歯の日(11月8日)を中心に、県民向け公開講座や歯・口腔への興味関心を深めるためのイベントの開催、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。	健康づくり支援課			2,429千円	歯と口の健康に関する正しい知識を県民に対して普及啓発するとともに、歯・口腔への興味関心を深めるためのイベントを開催する。また、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。
98	75	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	76	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各保健所において、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。また、慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県小児慢性特定疾病対策地域協議会を開催する。	疾病対策課			13,179千円	・小児慢性特定疾病対策地域協議会：1回 ・療育相談事業：随時(電話・面接・訪問) ・ピアカウンセリング：4回 ・学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供：2回 ・実態把握事業：3回 ・相互交流支援事業：2回 ・介護者支援事業：1回 ・その他自立支援事業：7回 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援員委託【新規】：1か所
99	76	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	77	移行期医療支援体制整備事業	小児期に慢性疾患に罹患した患者が成人期を迎えても切れ目のない医療が受けられるよう、また疾患を理解し、自ら適切な健康管理を行えるよう支援する体制の整備を行う。具体的には、医療機関、患者・家族からの相談対応、研修会の開催、移行期医療支援連絡協議会の開催等を行う。	疾病対策課			6,925千円	・移行期医療支援連絡協議会：1回 ・相談 ・受け入れ調整等 ・医療従事者・支援者向け研修会：2回 ・ホームページ管理
100	77	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	77	予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃したこどもへの対応について周知し、全ての対象者が制度を活用できるよう推進する。	疾病対策課			—	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃した子どもへの対応について周知し、すべての対象者が制度を活用できるよう推進する。
101	78	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	77	アレルギー疾患対策事業	千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討する。千葉県アレルギー相談センター(庁内)において、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。	疾病対策課			17,183千円	・アレルギー疾患医療連絡協議会：1回 ・アレルギー相談センター：週3回 ・医師その他医療従事者向け研修：6回 ・相談・保健指導従事者向け研修：2回 ・教育・保育施設等職員向け研修：4回
102	79	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	77	小児慢性特定疾病医療支援事業	慢性疾患で治療が長期にわたるような特定の疾患にかかっている児童について、治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図る。	疾病対策課			809,532千円	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた16疾患群について国の治療研究の促進に寄与し、患者家族の医療費負担の軽減を図る。
103	80	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	77	小児がん支援事業	小児がん患者が可能な限り慣れ親しんだ地域で治療や支援、長期フォローアップが受けられる環境の整備を検討するため、小児がん診療医療機関実態調査を実施し、公表する。また、小児・AYA世代のがんに関する適切な知識と情報を提供するための講演会や患者家族、小児がん経験者等の交流の場となる交流会等を開催する。	健康づくり支援課			338千円	・講演会(1回)
104	81	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	77	小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	将来こどもを生み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進する。	健康づくり支援課			37,313千円	①妊孕性温存療法助成 ②がん・生殖医療ネットワーク体制の整備(運営協議会3回、県民公開講座1回、推進協議会1回の開催)
105	82	I	3	③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	77	若年がん患者在宅療養支援事業	若年末期がん患者が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス費用に対し、市町村が実施する助成事業に県が補助することにより、がん患者及びその家族の身体的・経済的負担を軽減し、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図る。	健康づくり支援課			8,000千円	・補助金の交付

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号			事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画			
		柱	施策の柱	施策の方向性						頁	当初予算 (千円)	予定事業内容	
106	83	I	4	①	こどもの貧困対策	88	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。	健康福祉指導課		49,177千円	県が事業を所管する町村部を含む6つの健康福祉センター圏域において、自立相談支援機関を設置し、生活困窮者等に対する相談支援を実施。	
107	84	I	4	①	こどもの貧困対策	88	生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。	健康福祉指導課		14,784千円	全6圏域において、生活困窮者に対し家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から専門的な助言や指導等を実施。	
108	85	I	4	①	こどもの貧困対策	88	生活保護法・生活困窮者自立支援法を担当する職員・相談支援員等に対する研修	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。	健康福祉指導課		352千円	県内の生活保護担当職員及び生活困窮者自立支援制度に関わる支援員等に対し、初任者研修及び従事者研修等を実施。	
109	86	I	4	①	こどもの貧困対策	89	中核地域生活支援センター事業	県が県内13箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。	健康福祉指導課		345,201千円	県が県内13箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。	
110	87	I	4	①	こどもの貧困対策	89	AIを活用した福祉相談窓口案内事業	生活困窮や子育ての悩み、高齢者や障害者等の支援を必要とする方など、県民の福祉相談に対し24 時間365 日自動応答し、相談先を案内するAIを活用したチャットを導入し、相談窓口を探す方の負担を軽減する。	健康福祉指導課		31,000千円	生活困窮や子育ての悩み、高齢者や障害者等の支援を必要とする方など、県民の福祉相談に対し24 時間365 日自動応答し、相談先を案内するAIを活用したチャットを導入し、相談窓口を探す方の負担を軽減する。	
111	88	I	4	①	こどもの貧困対策	89	民生委員・児童委員への研修	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。	健康福祉指導課		8,993千円	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。	
112	89	I	4	①	こどもの貧困対策	89	児童家庭支援センター運営等補助事業	こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。 また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。	児童家庭課		401,139千円	地域のこども、家庭の福祉の向上を図るため、こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。	
113		I	4	①	こどもの貧困対策	89	ひきこもり地域支援センター(再掲)	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、必要に応じ面接による相談やアウトリーチ(訪問支援)を実施する。	精神保健福祉センター	○	Ⅱ-3-④	10,069千円	・本人や家族等からの電話相談に応じ、相談内容に応じて適切な関係機関につなげるとともに、希望者に対して面接やアウトリーチを実施する。 ・医師、公認心理士、精神保健福祉士等の多職種チームによる市町村支援として、事例検討会や同行訪問を行う。
114		I	4	①	こどもの貧困対策	89	子ども・若者育成支援推進事業(子ども・若者総合相談センター)(再掲)	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者(概ね39歳まで)や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、こども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。	県民生活課	○	Ⅱ-3-④	19,352千円	①千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の運営 ・総相談件数(2,000件程度) うち面接(オンライン含む)相談(300件程度) ・関係機関との連携会議・保護者向け勉強会の実施(各年6回) ・若者を対象とした支援プログラムの実施 ②相談センターを周知するためのリーフレット、ポスターを作成・配付 ・リーフレット(22,000部) ・ポスター(2,000部)
115		I	4	①	こどもの貧困対策	89	ちば地域若者サポートステーション事業(再掲)	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニート等)の職業的自立を支援する。	雇用労働課	○	Ⅱ-3-②	8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施する。
116		I	4	①	こどもの貧困対策	89	母子・父子自立支援員による相談の実施(再掲)	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	83,652千円	ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
117		I	4	①	こどもの貧困対策	89	母子・父子自立支援員に対する研修(再掲)	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	160千円	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。
118		I	4	①	こどもの貧困対策	89	ひとり親家庭等生活向上事業(ひとり親家庭等生活支援事業)(再掲)	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	253千円	ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設けることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・学習支援を行う。
119		I	4	①	こどもの貧困対策	89	ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	2,990千円	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。
120		I	4	①	こどもの貧困対策	90	妊娠SOS相談事業(再掲)	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠 出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関やこども家庭センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-①	24,000千円	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールの他、チャットでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関やこども家庭センター(子育て世代包括支援センター)などの支援機関へ同行し、相談支援を行う。
121		I	4	①	こどもの貧困対策	90	こども家庭センター支援事業(再掲)	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うために、職員に対し研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援の充実を図る。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-①	4,998千円	こども家庭センターの職員や同センターと連携する地域の母子保健従事者等に対し、スキルアップ研修を行い母子保健に関する包括的な相談を行う市町村を支援する。
122		I	4	①	こどもの貧困対策	90	母子保健指導事業(再掲)	安心で安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図るために、母子保健従事者に対し研修会を開催し支援の充実を図る。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-①	4,639千円	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、児童家庭課において母子保健指導者研修会を開催するとともに、保健所毎に必要な研修、連絡会、母子保健推進協議会等を開催する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
123	90	I	4	①	こどもの貧困対策	90	乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	児童家庭課			76,000千円	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、市町村が実施する「乳幼児家庭全戸訪問事業」を促進する。
124	91	I	4	①	こどもの貧困対策	90	養育支援訪問事業 子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。	児童家庭課			18,000千円	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「養育支援訪問事業」を促進する。
125		I	4	①	こどもの貧困対策	90	保育士等キャリアアップ研修事業(再掲) 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
126		I	4	①	こどもの貧困対策	90	幼児教育推進事業(再掲) 幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	教育庁学習指導課	○	Ⅱ-1-②	11,218千円	幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣し、研修等での講義や幼保小の連携等への指導・助言を行う。また、指導力等の向上を図るために初任者研修、幼保小の架け橋プログラム研修等の幼児教育関係研修を実施する。
127		I	4	①	こどもの貧困対策	90	放課後児童支援員認定資格研修事業(再掲) 放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。R6年度を受講定員は1560人(120人×13クール)である。
128		I	4	①	こどもの貧困対策	90	放課後児童支援員等資質向上研修事業(再掲) 放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	31,000千円	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。
129		I	4	①	こどもの貧困対策	90	「早寝早起き朝ごはん」国民運動(再掲) こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。	教育庁生涯学習課	○	I-2-①	—	ウェブサイトで、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載し、個々の家庭の親力向上を目指すため、随時更新していく。
130		I	4	①	こどもの貧困対策	90	ちば食育活動促進事業(再掲) 健康な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。	環境農業推進課	○	I-2-①	7,665千円	①県食育推進県民協議会の開催(1回) ②地域食育推進会議の開催(県内10地域10回) ③「ちば食育ボランティア」研修事業(1回) ④元気な「ちば」を創る食育応援企業連絡会の開催(1回) ⑤地域食育活動交換会の開催(県内10地域10回) ⑥市町村食育推進計画作成促進活動 ⑦食育月間における啓発(6月・11月) ⑧啓発資料の作成・配布(5種約5万部) ⑨地産地消食育推進事業(1回)
131	92	I	4	①	こどもの貧困対策	90	生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金) 収入の減少などにより生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。	健康福祉指導課			122,295千円	千葉県社会福祉協議会において、低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図るとともに、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の連携強化を促進できるよう、生活福祉資金貸付事業の事務費を補助する。
132	93	I	4	①	こどもの貧困対策	90	フードバンク活動支援事業 企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。	健康福祉指導課			26,000千円	県内フードバンク団体のネットワーク構築を支援するため、県全域の中核となるフードバンク及び各圏域の拠点となるフードバンクの機能強化等に対し補助する。 ・中核的フードバンク活動支援事業 14,000千円(1団体) ・地域拠点フードバンク活動支援事業 12,000千円(1,500千円×8団体)
133		I	4	①	こどもの貧困対策	91	千葉県こども食堂サポートセンター事業(再掲) 子どもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	10,284千円	子どもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。
134	94	I	4	①	こどもの貧困対策	91	生活困窮者自立支援法による住居確保給付金 離職や、休業による収入減少等により、住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉指導課			10,000千円	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給を行うことで、生活基盤を安定させる。
135		I	4	①	こどもの貧困対策	91	県営住宅における子育て世帯への優遇措置(再掲) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。	住宅課	○	I-2-④	—	引き続き、入居抽選時の球数優遇を講じるとともに子育て世帯のみが申込できる枠を設定する。
136		I	4	①	こどもの貧困対策	91	住宅セーフティネット制度(再掲) 高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。	住宅課	○	I-2-④	2,729千円	住宅各要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、ホームページ等で情報提供を行う。 また、市町村向け・関係事業者向け講習会等を行う。
137		I	4	①	こどもの貧困対策	91	母子生活支援施設(再掲) 配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	127,000千円	町村居住者について要保護者を措置。
138		I	4	①	こどもの貧困対策	91	千葉県こども食堂サポートセンター事業(再掲) 子どもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	10,284千円	子どもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。
139		I	4	①	こどもの貧困対策	91	課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業(再掲) 貧困をはじめ、困難な状況におかれているこどもを早期に把握し、福祉的な支援につなげていくため、高等学校、中核地域生活支援センター、福祉団体等が連携して校内に相談しやすい環境を構築する。	健康福祉指導課	○	Ⅱ-2-③	18,330千円	＜居場所カフェ開催委託＞18,050千円 中核地域生活支援センター(全13箇所)への委託により、県立高校13校において校内居場所カフェを開催する。 ＜校内居場所事業運営会議＞280千円 校内居場所カフェを実施する中核地域生活支援センターと県立高校等による意見交換等を行うための会議を開催する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったもの は、【 】で新事業名を 記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性		頁					当初予算 (千円)	予定事業内容
140		I	4	①	こどもの貧 困対策	91	里親等への委託の推 進(再掲) 様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同 様の環境で養育されるように、里親の新規開拓や資質向上、養育支援等に取り組 み、里親やファミリーホームへの委託を推進する。	児童家庭課	○	I-6-②	75,640千円	・里親制度に対する社会の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、県民だよりや県ホームページ等を活用した広 報・啓発を実施するほか、里親制度説明会や里親大会を開催し、里親制度の周知強化を図る。 ・里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修等 を行う。 ・子どもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配 置、里親賠償責任保険加入への補助等を行う。
141		I	4	①	こどもの貧 困対策	91	児童養護施設、乳児 院等の機能強化(再 掲) 児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現 し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育 成を支援するなど、機能強化を図る。	児童家庭課	○	I-6-②	364,777千円	・児童養護施設等における人材確保やこどもの受入体制の強化を図るため、児童指導員等を目指す者を職員として雇用 する施設に対し補助する。 ・施設に入所することもへの支援やその家族に対する相談体制の充実を図るため、職員の資質向上に係る研修費用等を 補助する。 ・施設に入所する子どもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するため の研修を実施する。 ・施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助す る。
142		I	4	①	こどもの貧 困対策	91	社会的養護自立支援 拠点事業(児童養護 施設等退所児童等ア フターケア等事業) (再掲) 里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くた めの生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。	児童家庭課	○	I-6-②	75,500千円	・施設等の退所者等を対象として、自立生活への不安や悩み等の相談に応じる相談窓口を設置する(外部委託)。
143		I	4	①	こどもの貧 困対策	91	児童養護施設退所者 等に対する自立支援 資金貸付事業(再掲) 里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費 用の貸付を行う。	児童家庭課	○	I-6-②	10,310千円	施設等の退所者で就職又は大学等に進学する者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や 生活費など安定した生活基盤の確保が困難な者に対して、家賃相当額や生活費等の貸付を行うことで安定した生活基盤 を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。
144		I	4	①	こどもの貧 困対策	92	児童養護施設等退所 者に対する奨学金制 度(再掲) 里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給 付する。	児童家庭課	○	I-6-②	4,495千円	児童養護施設や里親等のもとで育った子どもたちが、経済的な事情で進学をあきらめることがないよう、、就学期間中返 済不要の奨学金を給付することにより、大学や専門学校等に進むための支援を行う。
145	95	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	幼児教育・保育の無 償化 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の 利用料に対し補助を行う。	学事課 子育て支援課			(学事課) 3,100,000千円	(学事課) 市町村が支弁する幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費(幼稚園・認可外保育施設等の利用料等)に要する費用 の一部を負担する。
146	96	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	実費徴収に係る補足 給付 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護 者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼 稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行 う。 * 特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給 付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。	子育て支援課			38,000千円	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購 入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を 行う。 * 特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として 確認する地域型保育を行う事業者をいう。
147	97	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	特別支援教育就学奨 励費 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生 徒等への支援の充実を図る。	教育庁財務課			674,727千円	特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の全部又は一部を支給する。
148	98	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	生活保護法による教 育扶助、生業扶助、 進学・就職準備給付 金 生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やク ラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学査料 や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための 一時金の支給を行う。	健康福祉指導課			10,657千円	被保護世帯からの申請等により、当該経費・給付金等を支給する。 (当初予算欄は教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金全体の金額を計上しています。左記事業内容は教育扶助、 生業扶助、進学・就職準備給付金の一部となります。)
149		I	4	①	こどもの貧 困対策	92	小・中学生の就学援 助制度(学用品費等、 学校給食費、医療費) (再掲) 貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町 村において就学援助制度による就学援助を行う。	教育庁財務課 教育庁保健体育課	○	Ⅲ-③	-	各市町村において、援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。(学用品等)
150	99	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	公立学校給食費無償 化事業 子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給 食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校 給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3 子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。	教育庁保健体育課			1,238,000千円	第3子以降(公立の義務教育諸学校に在籍するものに限る)の学校給食費を補助する。 ・市町村と連携し、県は学校給食費の1/2(千葉市1/4)を補助する。 ・県立中学校又は県立特別支援学校小・中学部に在籍する第3子以降の子に全額補助する。
151	100	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	公立高等学校等奨学 のための給付金 経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学 のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支 援を実施する。	教育庁財務課			1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給す る。(学事課 555,000千円、教育庁財務課847,000千円)
152	101	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	千葉県奨学金の貸 付制度 経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学 のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支 援を実施する。	教育庁財務課			2,267,913千円	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学 が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。
153	102	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	高等学校等就学支援 金 経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学 のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支 援を実施する。	教育庁財務課			7,966千円	公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、年収910万円未満程度の世帯に授業料相当額の就学支援 金を給付する。
154	103	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	高等学校等授業料減 免制度 経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学 のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支 援を実施する。	教育庁財務課			-	家計急変等により授業料の納付が困難となった県立高等学校の生徒の就学を容易にするため、授業料の全額又は半額 の減免を行う(高等学校等就学支援金または専攻科修学支援金で対応できる部分を除く)。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号			事業名 ※変更があったもの は、【 】で新事業名を 記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	令和7年度計画			
		柱	施策 の柱	施策の方向性						頁	当初予算 (千円)	予定事業内容	
155	104	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	夜間定時制高等学校 夕食費補助事業	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成(補助)する。	教育庁保健体育課		2,794千円	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成する。 ・夜間定時制高校の在校生で、生活保護又は市町村民税所得割非課税世帯の該当者に1食あたり200円を助成する。	
156	105	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	私立高等学校等奨学 のための給付金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課		1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。(学事課555,000千円、教育庁財務課847,000千円)	
157	106	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	私立高等学校入学金 軽減事業	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課		270,000千円	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。	
158	107	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	私立高等学校等授業 料減免事業	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課		1,398,000千円	私立の高等学校及び専修学校高等課程の生徒の授業料負担軽減を図るため、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。	
159	108	I	4	①	こどもの貧 困対策	92	私立高等学校等就学 支援金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課		9,750,000千円	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき高等学校等就学支援金を支給する。	
160	109	I	4	①	こどもの貧 困対策	93	生活福祉資金貸付制 度(教育支援資金)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。	健康福祉指導課		122,295千円	生活福祉資金(教育支援資金)の貸付を行うために必要な事務費等について、千葉県社会福祉協議会に補助金を交付する。	
161		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	母子父子寡婦福祉資 金の貸付(再掲)	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	462,741千円	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。
162	110	I	4	①	こどもの貧 困対策	93	生活困窮者自立支援 法による子どもの学 習・生活支援事業	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援の充実を図る。	健康福祉指導課		29,943千円	県が事業を所管する町村部(17町村)において学習の支援や居場所の提供などを実施。生活困窮者自立支援法の改正により学習支援事業から学習・生活支援事業とされたことを踏まえ、全6圏域に生活支援員を配置し、生徒等の生活習慣の改善に関する助言等を実施。	
163		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	ひとり親家庭等生活 向上事業(こどもの生 活・学習支援事業)(再 掲)	ひとり親家庭等のこども等に対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、こどもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭のこども等の生活の向上を図る。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	206,689千円	こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。 また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
164		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	スクールソーシャル ワーカーの配置(再 掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
165		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	スクールカウンセラー の配置(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
166		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	教育相談に関する教 員の資質向上を図る 研修の実施(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-⑦	2,649千円	子どもをとりまく様々な課題を解決するとともに教職員が主体的に取り組む能力及び資質を身に付けることができるように生徒指導・教育相談等に係る研修の充実を図る。
167	111	I	4	①	こどもの貧 困対策	93	教育改革推進事業 (教育相談体制の整備)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課		39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	
168		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	教育相談事業(再掲)	千葉県子どもと親のサポートセンター等において、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、児童生徒や保護者等の個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
169		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	放課後子供教室推進 事業(再掲)	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。	教育庁生涯学習課	○	Ⅱ-2-③	317,793千円	・38市町389校459教室で実施予定 (うち補助金活用は32市町271校336教室を予定) ・推進委員会の開催(2回) ・放課後子供教室指導スタッフ等研修会(1回) ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)研修講座(10回)
170		I	4	①	こどもの貧 困対策	93	ちば地域若者サポ ートステーション事業 (再掲)	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	雇用労働課	○	Ⅱ-3-②	8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号			事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画			
		柱	施策 の柱	施策の方向性						頁	当初予算 (千円)	予定事業内容	
171	112	I	4	①	こどもの貧困対策	93	公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁財務課		1,043千円	公立高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、再び高等学校に入学した際に、生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額の学び直し支援金を支給する。	
172	113	I	4	①	こどもの貧困対策	93	私立高等学校等学び直し支援金	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	学事課		17,330千円	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	
173	114	I	4	①	こどもの貧困対策	94	生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。	健康福祉指導課		42,486千円	自立相談支援機関において生活困窮者等に対する就労支援や、就労にすぐにつながらない者に対する日常生活等の自立訓練などを行う就労準備支援事業を実施。また、健康福祉センターとハローワークが連携した生活保護受給者等に対する就労支援や就労意欲喚起のためのセミナー開催などを実施。被保護世帯からの申請等により、当該給付金を支給する。	
174	115	I	4	①	こどもの貧困対策	94	千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、県内各地での出張セミナーを市町村と共催するなど、各種の就労支援を実施する。	雇用労働課		99,805千円	子育て中の女性や中高年齢者を対象に、生活就労相談や再就職支援セミナー、ハローワークと連携した職業紹介など、求職者のニーズに応じたきめ細かい支援を実施	
175	116	I	4	①	こどもの貧困対策	94	離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。	産業人材課		1,292,836千円	職業能力の開発を必要とする求職者の再就職を支援するため、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を約219コース実施し、約4,169人が受講予定	
176		I	4	①	こどもの貧困対策	94	母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲)	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	14,475千円	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供する。
177		I	4	①	こどもの貧困対策	94	母子・父子自立支援プログラム策定等事業(再掲)	ひとり親家庭の親の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	97千円	ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。
178		I	4	①	こどもの貧困対策	94	母子父子寡婦福祉資金の貸付(再掲)	ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	462,741千円	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。
179	117	I	4	①	こどもの貧困対策	94	生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。	健康福祉指導課		2,042千円	被保護世帯からの申請等により、当該経費等を支給する。 (当初予算欄は生業扶助全体の金額を計上しています。左記事業内容は生業扶助の一部となります。)	
180		I	4	①	こどもの貧困対策	94	母子家庭等自立支援給付金事業(再掲)	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対し、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	11,232千円	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。
181		I	4	①	こどもの貧困対策	94	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(再掲)	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	80,280千円	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、 ・入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。
182		I	4	①	こどもの貧困対策	94	放課後児童健全育成事業(再掲)	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業または助成する事業に補助を行う。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	3,489,000千円	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。
183		I	4	①	こどもの貧困対策	94	子育て短期支援事業(再掲)	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する。また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。	子育て支援課	○	I-6-①		母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備。
184		I	4	①	こどもの貧困対策	94	ファミリー・サポート・センター事業	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。	子育て支援課		83,000千円	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。	
185		I	4	①	こどもの貧困対策	95	生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金)(再掲)	収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度の促進を図る。	健康福祉指導課	○	I-4-①	122,295千円	千葉県社会福祉協議会において、低所得世帯等に対し、生活福祉資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図るとともに、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の連携強化を促進できるよう、生活福祉資金貸付事業の事務費を補助する。
186		I	4	①	こどもの貧困対策	95	生活困窮者自立支援法による住居確保給付金(再掲)	離職や、休業による収入減少等により、住居を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉指導課	○	I-4-①	10,000千円	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、生活困窮者の相談に応じ、住居確保給付金の支給を行うことで、生活基盤を安定させる。
187		I	4	①	こどもの貧困対策	95	県営住宅における子育て世帯への優遇措置(再掲)	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満のこどもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。	住宅課	○	I-2-④	—	引き続き、入居抽選時の球数優遇を講じるとともに子育て世帯のみが申込できる枠を設定する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号			事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画			
		柱	施策 の柱	施策の方向性						頁	当初予算 (千円)	予定事業内容	
188		I	4	①	こどもの貧困対策	95	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(再掲)	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。	児童家庭課	○	I-6-②	10,310千円	施設等の退所者で就職又は大学等に進学する者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な者に対して、家賃相当額や生活費等の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。
189		I	4	①	こどもの貧困対策	95	児童養護施設等退所者に対する奨学金制度(再掲)	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。	児童家庭課	○	I-6-②	4,495千円	児童養護施設や里親等のもとで育った子どもたちが、経済的な事情で進学をあきらめることがないよう、。就学期間中返済不要の奨学金を給付することにより、大学や専門学校等に進むための支援を行う。
190		I	4	①	こどもの貧困対策	95	幼児教育・保育の無償化(再掲)	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。	学事課 子育て支援課	○	I-4-①	(学事課) 3,100,000千円	(学事課) 市町村が支弁する幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費(幼稚園・認可外保育施設等の利用料等)に要する費用の一部を負担する。
191		I	4	①	こどもの貧困対策	95	実費徴収に係る補足給付(再掲)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。	子育て支援課	○	I-4-①	38,000千円	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 * 特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
192		I	4	①	こどもの貧困対策	95	特別支援教育就学奨励費(再掲)	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。	教育庁財務課	○	I-4-①	674,727千円	特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の全部又は一部を支給する。
193		I	4	①	こどもの貧困対策	95	生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金(再掲)	生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。	健康福祉指導課	○	I-4-①	10,657千円	被保護世帯からの申請等により、当該経費・給付金等を支給する。 (当初予算欄は教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金全体の金額を計上しています。左記事業内容は教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金の一部となります。)
194		I	4	①	こどもの貧困対策	95	小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費)(再掲)	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。	教育庁財務課 教育庁保健体育課	○	Ⅲ-③	-	各市町村において、援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。(学用品等)
195		I	4	①	こどもの貧困対策	95	公立学校給食費無償化事業(再掲)	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。	教育庁保健体育課	○	I-4-①	1,238,000千円	第3子以降(公立の義務教育諸学校に在籍するものに限る)の学校給食費を補助する。 ・市町村と連携し、県は学校給食費の1／2(千葉市1／4)を補助する。 ・県立中学校又は県立特別支援学校小・中学部に在籍する第3子以降の子に全額補助する。
196		I	4	①	こどもの貧困対策	96	公立高等学校等奨学のための給付金(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	○	I-4-①	1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。(学事課 555,000千円、教育庁財務課847,000千円)
197		I	4	①	こどもの貧困対策	96	千葉県奨学資金の貸付制度(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	○	I-4-①	2,267,913千円	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。
198		I	4	①	こどもの貧困対策	96	高等学校等就学支援金(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	○	I-4-①	7,966千円	公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、年収910万円未満程度の世帯に授業料相当額の就学支援金を給付する。
199		I	4	①	こどもの貧困対策	96	高等学校等授業料減免制度(再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	教育庁財務課	○	I-4-①	-	家計急変等により授業料の納付が困難となった県立高等学校の生徒の就学を容易にするため、授業料の全額又は半額の減免を行う(高等学校等就学支援金または専攻科修学支援金で対応できる部分を除く)。
200		I	4	①	こどもの貧困対策	96	夜間定時制高等学校夕食費補助事業(再掲)	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成(補助)する。	教育庁保健体育課	○	I-4-①	2,794千円	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成する。 ・夜間定時制高校の在校生で、生活保護又は市町村民税所得割非課税世帯の該当者に1食あたり200円を助成する。
201		I	4	①	こどもの貧困対策	96	私立高等学校等奨学のための給付金(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	○	I-4-①	1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。(学事課555,000千円、教育庁財務課847,000千円)
202		I	4	①	こどもの貧困対策	96	私立高等学校入学金軽減事業(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	○	I-4-①	270,000千円	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。
203		I	4	①	こどもの貧困対策	96	私立高等学校等授業料減免事業(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	○	I-4-①	1,398,000千円	私立の高等学校及び専修学校高等課程の生徒の授業料負担軽減を図るため、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。
204		I	4	①	こどもの貧困対策	96	私立高等学校等就学支援金(再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	学事課	○	I-4-①	9,750,000千円	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき高等学校等就学支援金を支給する。
205		I	4	①	こどもの貧困対策	96	生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)(再掲)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。	健康福祉指導課	○	I-4-①	122,295千円	生活福祉資金(教育支援資金)の貸付を行うために必要な事務費等について、千葉県社会福祉協議会に補助金を交付する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号			事業名 ※変更があったもの は、【 】で新事業名を 記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	令和7年度計画			
		柱	施策 の柱	施策の方向性						頁	当初予算 (千円)	予定事業内容	
206		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	母子父子寡婦福祉資 金の貸付(再掲)	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付 けを実施する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	462,741千円	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付 けを行う。
207		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	公立高等学校学び直 し支援金制度(再掲)	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しを する機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報 提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁財務課	○	I-4-①	1,043千円	公立高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、再び高等学校に入学した際に、生徒の経済的負担の軽減を図 るため、授業料相当額の学び直し支援金を支給する、
208		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	私立高等学校等学び 直し支援金(再掲)	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しを する機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報 提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	学事課	○	I-4-①	17,330千円	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含め た定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。
209		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	児童扶養手当の支給 (再掲)	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童 扶養手当を支給する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	600,000千円	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。
210		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	ひとり親家庭等医療 費等助成事業(再掲)	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成 を行う。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	1,045,000千円	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。
211		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	母子家庭等就業・自 立支援センター事業 (再掲)	両親の離婚後、こどもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得 に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚 前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	14,475千円	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メ ニューを提供する。
212		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	保育士等キャリアアッ プ研修事業(再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または 専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネ ジメント研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定 を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
213		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	幼児教育推進事業 (再掲)	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対 応等について研修を行う。	教育庁学習指導課	○	Ⅱ-1-②	11,218千円	幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣し、研修等での講義や幼保小の連携等への指導・助言を行う。ま た、指導力等の向上を図るために初任者研修、幼保小の架け橋プログラム研修等の幼児教育関係研修を実施する。
214		I	4	①	こどもの貧 困対策	96	放課後児童支援員認 定資格研修事業(再 掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割 不可。R6年度を受講定員は1560人(120人×13クール)である。
215		I	4	①	こどもの貧 困対策	97	放課後児童支援員等 資質向上研修事業 (再掲)	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担 当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	31,000千円	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。予 算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。
216		I	4	①	こどもの貧 困対策	97	スクールソーシャル ワーカーの配置(再 掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有 する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不 登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携し た取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全 課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多 様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
217		I	4	①	こどもの貧 困対策	97	スクールカウンセラー の配置(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有 する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不 登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携し た取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全 課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多 様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
218		I	4	①	こどもの貧 困対策	97	教育相談に関する教 員の資質向上を図る 研修の実施(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有 する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不 登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携し た取組の充実を図る。	教育庁児童生徒安全 課	○	Ⅱ-2-⑦	2,649千円	子どもをとりまく様々な課題を解決するとともに教職員が主体的に取り組む能力及び資質を身に付けることができるように 生徒指導・教育相談等に係る研修の充実を図る。
219		I	4	①	こどもの貧 困対策	97	教育改革推進事業 (教育相談体制の整 備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセ ラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	I-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援す る。
220		I	4	①	こどもの貧 困対策	97	家庭教育支援チーム 設置推進事業(再掲)	家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの 場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を 運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、 「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。	教育庁生涯学習課	○	Ⅲ-①	3,956千円	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な 人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③アウトリーチ型家庭教育支援等を行う「家庭教育 支援チーム」を設置する市町村を支援する。 7市町:野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、富津市、酒々井町、茂原市
221	118	I	4	①	こどもの貧 困対策	97	気づきのためのチェッ クシート、支援につな ぐガイドブック	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのチェックシートや支援が必要なこ どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなど「気づき」「つなぐ」ためのツールの活用を促進する。	健康福祉指導課			266千円	令和2年度に策定した「(こどもの貧困に関する)気づきのチェックシート」の見直しのための検討会を開催する。
222		I	4	①	こどもの貧 困対策	97	ヤングケアラー支援 体制強化事業(再掲)	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置し た、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共 有し、適切な支援につなげる機会を設ける。またより気軽に相談できるようオンラ インによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解 を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施す る。	児童家庭課	○	I-6-③	27,000千円	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設け る。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実 施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画		
		柱	施策の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容	
223	119	I	4	①	こどもの貧困対策	97	市町村の包括的相談支援体制の普及促進	市町村の包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を支援する。	健康福祉指導課			—	市町村の包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を支援する。
224	120	I	4	①	こどもの貧困対策	97	こどもの貧困に関する周知啓発	貧困状態にあるこどもや家庭が、相談しやすい社会環境を醸成するため、「こどもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者であるこどもとその家庭も含めた啓発を行う。	健康福祉指導課			417千円	令和6年度に実施した「千葉県こどもの生活実態調査」の結果を、県ホームページへの公表や市町村へ送付する他、様々な場面をとらえて周知啓発を行う。 また、周知方法や周知に用いる資料について、こどもの貧困対策に関する会議体(※)に協議する。 ※こどもの貧困対策専門部会 151千円 気づきのチェックシート検討会 266千円
225		I	4	①	こどもの貧困対策	98	フードバンク活動支援 事業(再掲)	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。	健康福祉指導課	○	I-4-①	26,000千円	県内フードバンク団体のネットワーク構築を支援するため、県全域の中核となるフードバンク及び各圏域の拠点となるフードバンクの機能強化等に対し補助する。 ・中核的フードバンク活動支援事業 14,000千円(1団体) ・地域拠点フードバンク活動支援事業 12,000千円(1,500千円×8団体)
226		I	4	①	こどもの貧困対策	98	ジョブカフェちば事業(再掲)	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。	雇用労働課	○	Ⅱ-3-②	162,500千円	・ハローワーク等と連携して、若年求職者を対象とする個別相談や各種セミナー、企業との交流イベントなど、総合的な就労支援サービスを実施する。 ・企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施する。
227		I	4	①	こどもの貧困対策	98	ちば地域若者サポートステーション事業(再掲)	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニート等)の職業的自立を支援する。	雇用労働課	○	Ⅱ-3-②	8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施する。
228		I	4	①	こどもの貧困対策	98	消費者教育啓発事業(再掲)	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資料の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。	くらし安全推進課	○	Ⅱ-2-⑤	8,745千円	・若者向け消費者教育用教材[オトナ社会へのパスポート、5つのストーリー]の作成 ・教員向け研修会の実施 ・子育て世帯向け消費者教育啓発イベントの開催 ・消費者自立支援講座の開催
229	121	I	4	①	こどもの貧困対策	98	困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。	児童家庭課			47,400千円	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。
230	122	I	4	①	こどもの貧困対策	98	困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。	児童家庭課			「困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業」で予算計上	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。
231	123	I	4	①	こどもの貧困対策	98	困難な問題を抱える若年女性のための相談及び面談	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。	児童家庭課			「困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業」で予算計上	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。
232	124	I	5	①	障害のあるこどもの療育支援体制の充実	103	発達障害児等及び家族支援体制整備事業	発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターの養成やペアレントメンターコーディネーターの配置等を行う。	障害福祉事業課			1,224千円	発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターの養成やペアレントメンターコーディネーターの配置等を行う。
233	125	I	5	①	障害のあるこどもの療育支援体制の充実	103	医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等支援センターを設置し、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援人材の育成を図るなど、医療的ケア児等及びその家族への支援体制を整備する。	障害福祉事業課			20,700千円	医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児の家族等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するとともに、支援人材の育成のほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援する。
234	126	I	5	①	障害のあるこどもの療育支援体制の充実	103	早期の教育相談支援体制の整備	障害のあるこどもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対して、特別支援学校が協力し、適切な就学の支援を行う。	教育庁特別支援教育課			-	引き続き関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援し、障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させていく。 予定事業 ・市町村教育委員会就学事務担当者研修会 ・幼稚園・こども園特別支援教育コーディネーター研修会
235	127	I	5	①	障害のあるこどもの療育支援体制の充実	103	特別支援教育コーディネーター研修の実施	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。	教育庁特別支援教育課			105千円	引き続きニーズに合った研修等を実施し、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。 予定事業 ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会 ・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会 ・幼稚園・こども園特別支援教育コーディネーター連絡会
236	128	I	5	①	障害のあるこどもの療育支援体制の充実	103	県立特別支援学校等整備事業	特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実を図る。	教育庁教育施設課 教育庁特別支援教育課			606,700千円	○学校新設の工事:3校 ・千葉特別支援学校及び八千代特別支援学校の一部の分離に伴う学校新設(建築工事) ・市川特別支援学校及び船橋特別支援学校の一部の分離に伴う学校新設(実施設計、建築工事) ・君津特別支援学校の一部の分離に伴う学校新設(実施設計) ○教室棟増築の工事 ・松戸特別支援学校の教室棟増築(実施設計) ○仮設教室棟設置の工事 ・印旛特別支援学校の仮設教室棟設置(建築工事)
237	129	I	5	①	障害のあるこどもの療育支援体制の充実	103	特別支援学校教育用コンピュータ整備事業	学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、学習活動(交流及び共同学習を含む)において積極的にICTを活用できるように、教育用コンピュータ等の整備・更新を進める。	教育庁特別支援教育課			251,590千円	特別支援学校の児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、教育用コンピュータ(一人一台端末等)、情報通信ネットワーク環境(固定式無線LAN)、公立学校入出力支援装置の整備や電子黒板の導入を進める。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
238	130	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	103	特別支援ア ドバイザー 派遣事業	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに 応じた指導・支援の在り方について、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。	教育庁特別支援教育課			90,809千円	小中学校等の要請に応じて、特別支援アドバイザーを派遣し、障害のある子供への指導・支援の充実を図る。
239	131	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	103	キャリア教育向上 研 修会	生徒の卒業後の生活に必要な力を育むため、現状や課題を把握し授業内容の改善等に生かせるよう、学識経験者や企業、福祉施設の方等を講師として研修を行い、特別支援学校教員のキャリア教育に関する知識技能を高め、より一層の資質向上を図る。	教育庁特別支援教育課			69千円	生徒の就労に必要な技能や働き続けるために必要な力、卒業後の生活に必要な力について現状や課題を把握し、授業内容の改善等に生かすため、学識経験者や企業、福祉施設の方等を講師とした研修を行う。(4月実施済、12月実施予定)
240	132	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	障害者就業・生活支 援センターによる就 業等支援	県内16か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業及び生活に関する指導や助言、職業訓練のあっせんなどを行う。 専門の支援員を各1名、さらに企業数の多い地域に3名配置し、企業での雇用を支援する。	産業人材課			79,027千円	県内16か所の障害者就業・生活支援センターに企業支援員を配置し、企業を訪問して、障害者雇用の理解啓発や障害特性に応じた障害のある人の職域拡大、能力活用の工夫など、雇用環境の整備や職場定着のための支援をハローワーク等と連携して行う。
241	133	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	特別支援学校早期訓 練(委託訓練)	障害者テクノスクールにおいて、特別支援学校高等部等の3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。	産業人材課			3,520千円	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応して行う委託訓練のうち、特別支援学校早期訓練コースにおいて、特別支援学校高等部等の3年生を対象に、就職に向けた実践的な職業能力の習得を図る。 計画数 50 名
242	134	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	医療的ケア児保育支 援事業	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。	子育て支援課			293,203千円	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。
243		I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	保育士配置改善事業 (再掲)	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	2,000,000千円	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。
244	135	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	放課後児童クラブに おける障害児受入推 進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のあるこどもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し市町村を通じて補助する。	子育て支援課			565,588千円	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のあるこどもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し市町村を通じて補助する。
245		I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	教育改革推進事業 (教育相談体制の整 備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	I-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
246	136	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	特別支援教育経費補 助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。	学事課			660,000千円	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。
247	137	I	5	①障害のある こどもの療 育支援体制 の充実	104	学校卒業後における 障害者の学びの支援 事業	県内の公民館等に学びの場ができるように、市町村における障害者対象講座の開講を支援するとともに、市町村関係課職員を対象とした研修会等を開催し、学校卒業後の障害者の学びについて普及していくほか、生涯学習講座を作るにあたって必要な知識や人的支援を紹介する。	教育庁生涯学習課			989千円	・さわやか青年教室を5回程度開催予定 ・公民館等への講座開設支援:5件程度予定 ・障害者の学び研修会を1回開催予定
248	138	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	109	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業は、保護者の疾病、仕事等の理由により、児童の養育が一時的にできなくなった場合等に児童養護施設等において一定期間、児童を預かる事業です。 子育て短期支援事業には、児童を一定期間預かる「短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業」と平日の夜間または休日に不在にする等の場合に児童を預かり、生活指導・食事の提供を行う「夜間養護等(トワイライトステイ) 事業」の2種類があります。	子育て支援課				母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備。
249	139	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	109	中核市の児童相談所 設置に向けた支援	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流の他、各事務の引継ぎ対応や各種研修への参加受入など、必要な支援を行う。	児童家庭課			—	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流の他、各事務の引継ぎ対応や各種研修への参加受入など、必要な支援を行う。
250	140	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	109	児童相談所虐待防止 体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。 ・子ども家庭110番の対応 ・児童安全確認等対応職員の配置 ・一時保護された児童へのケアの充実 ・保護者への支援、指導等の強化	児童家庭課			354,235千円	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。 ・子ども家庭110番の対応 ・児童安全確認等対応職員の配置 ・一時保護された児童へのケアの充実 ・保護者への支援、指導等の強化
251	141	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	109	児童相談所専門機能 強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。 ・児童相談所職員に対する研修の実施 ・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備	児童家庭課			90,963千円	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。 ・児童相談所職員に対する研修の実施 ・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備
252	142	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	109	児童相談所支援シス テム整備事業	児童相談所支援システムの整備、運用を行うとともに、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。	児童家庭課			29,208千円	児童相談所支援システムの整備、運用を行うとともに、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。
253	143	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	109	児童相談所の整備	「千葉県こどもを虐待から守る基本計画」及び「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、児童相談所の新設・建替えを進める。	児童家庭課			5,701,589千円	・印旛、松戸児童相談所を新設するため、引き続き建設工事を進めるとともに、備品の入札手続き等、開所に向けた準備を進める。 ・柏、銚子児童相談所の建替えを進めるため、建設工事に着手する。
254	144	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	110	児童家庭支援セン ター運営等補助事業	児童家庭支援センターの運営費や児童相談所からの指導委託に係る経費を補助します。	児童家庭課			401,139千円	地域のこども、家庭の福祉の向上を図るため、こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。
255	145	I	6	①児童虐待防 止対策の充 実	110	児童虐待対策関係 機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・市町村の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣など	児童家庭課			18,646千円	・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣(オンラインでの派遣も可能とする) ・市町村や教育機関等の関係機関職員に対する研修を実施する。(オンラインの活用含む)

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったもの は、【 】で新事業名を 記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
256	146	I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	警察と児童相談所等との連携強化	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。	警察本部少年課			-	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。
257	147	I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図ります。	児童家庭課			4,432千円	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図る。
258		I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	スクールカウンセラー等配置事業(再掲)	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
259		I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	I-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
260	148	I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	代表者聴取	検察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による聴取を推進していく。	警察本部少年課 児童家庭課			-	検察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による聴取を推進していく。
261	149	I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	こどもの権利擁護に係る環境整備	児童養護施設等へ入所措置を受けたこどもからの申立てに応じて、社会福祉審議会が関係機関やこどもへ調査・審議を行い、必要な場合に児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用する。	児童家庭課			360千円	児童養護施設等へ入所措置を受けたこどもからの申立てに応じて、社会福祉審議会が関係機関やこどもへ調査・審議を行い、必要な場合に児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用する。
262	150	I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	こどもの意見表明等支援事業	児童相談所から独立した意見表明等支援員(こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者)が一時保護所(児童相談所)や児童養護施設等で生活するこどもの悩みや不満、措置内容に関して、こどもの意見・意向を把握し、児童相談所や児童養護施設等へ伝達、連絡調整等を行います。	児童家庭課			26,640千円	児童相談所から独立した意見表明等支援員(こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者)が一時保護所(児童相談所)や児童養護施設で生活するこどもの悩みや不満、措置内容に関して、こどもの意見・意向を把握し、児童相談所や児童養護施設へ伝達、連絡調整等を行う(外部委託)。
263	151	I	6	①児童虐待防止対策の充実	110	個別の支援を要する児童生徒への対応	人権教育担当指導主事や担当教員、管理職などを対象に研修を行い、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成する。	教育庁児童生徒安全課			1,931千円	人権教育担当指導主事や担当教員、管理職などを対象に研修を行い、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成する。
264	152	I	6	①児童虐待防止対策の充実	111	子どもの権利ノートの作成・配布事業	「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること(生存)、守られること(保護)、育つこと(発達・成長)、参加すること(参画)に関する権利が守られること」をこどもたち自身に伝えるため、こどもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所しているこどもたち等に配布します。 また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき(あなたへの大切なお知らせ)を配布します。	児童家庭課			1,200千円	児童相談所の施設訪問時期に合わせ、被措置児童等へ配付するよう周知する。また、各児童相談所へ希望配付数を確認し、作成する。
265	153	I	6	①児童虐待防止対策の充実	111	子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。	児童家庭課			36,115千円	・児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」とDV防止に向けた啓発活動「パープルリボンキャンペーン」を一体的に展開する。 ・県民に児童虐待・DVについて正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、SNS等を活用して通告窓口や相談窓口を周知し、児童虐待・DVの早期発見・未然防止を図る。
266	154	I	6	①児童虐待防止対策の充実	111	児童虐待・DV防止啓発パンフレット作成事業	家庭内で起こるDVをこどもが目撃することは児童虐待にあたり、その後のこどもの人格形成や成長過程に深刻な影響を与えることから、家庭における暴力防止に向け、保護者用に児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成する。	児童家庭課			36,115千円の一部	児童虐待・DVの基本的な知識や相談窓口・通告窓口を記載したパンフレットを作成し、保護者に配布することで自発的な相談、通告を促し、児童虐待・DVの早期発見・未然防止を図る。
267	155	I	6	①児童虐待防止対策の充実	111	DV被害者等の子どものケア	DV被害者等の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴するこどもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室でこどもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。	児童家庭課			203,232千円	DV被害者等の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴するこどもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室でこどもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。
268		I	6	①児童虐待防止対策の充実	111	教育相談事業(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
269	156	I	6	①児童虐待防止対策の充実	111	児童虐待防止SNS相談事業	専門の相談員を配置し、県が独自に開設したSNSアカウントに寄せられた各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関へ情報提供を行う。	児童家庭課			60,000千円	専門の相談員を配置し、県が独自に開設したSNSアカウントに寄せられた各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関へ情報提供を行う。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号			事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画			
		柱	施策の柱	方向性						頁	当初予算 (千円)	予定事業内容	
270		I	6	①	児童虐待防止対策の充実	111	保育所保育士等研修事業(再掲)	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	4,800千円	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。
271		I	6	①	児童虐待防止対策の充実	111	保育士等キャリアアップ研修事業(再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
272		I	6	①	児童虐待防止対策の充実	111	子育て支援員研修(再掲)	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	4,700千円	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 令和7年度の受講定員は1330名である。
273		I	6	①	児童虐待防止対策の充実	111	放課後児童支援員認定資格研修事業(再掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。R6年度を受講定員は1560人(120人×13クール)である。
274	157	I	6	②	社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	114	里親委託の推進	・里親制度に対する社会の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、県民だよりや県ホームページ等を活用した広報・啓発を実施するほか、里親制度説明会や里親大会を開催し、里親制度の周知強化を図る。 ・里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修等を行う。 ・子どもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助等を行う。	児童家庭課			75,640千円	・里親制度に対する社会の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、県民だよりや県ホームページ等を活用した広報・啓発を実施するほか、里親制度説明会や里親大会を開催し、里親制度の周知強化を図る。 ・里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修等を行う。 ・子どもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助等を行う。
275	158	I	6	②	社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	114	施設における家庭的な養育環境の整備	・児童養護施設等における人材確保やこどもの受入体制の強化を図るため、児童指導員等を目指す者を職員として雇用する施設に対し補助する。 ・施設に入所することもへの支援やその家族に対する相談体制の充実を図るため、職員の資質向上に係る研修費用等を補助する。 ・施設に入所することもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための研修を実施する。 ・施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助する。	児童家庭課			364,777千円	・児童養護施設等における人材確保やこどもの受入体制の強化を図るため、児童指導員等を目指す者を職員として雇用する施設に対し補助する。 ・施設に入所することもへの支援やその家族に対する相談体制の充実を図るため、職員の資質向上に係る研修費用等を補助する。 ・施設に入所することもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための研修を実施する。 ・施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助する。
276	159	I	6	②	社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	114	社会的養護自立支援拠点事業(児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業)	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。	児童家庭課			75,500千円	・施設等の退所者等を対象として、自立生活への不安や悩み等の相談に応じる相談窓口を設置する(外部委託)。
277	160	I	6	②	社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	114	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。	児童家庭課			10,310千円	施設等の退所者で就職又は大学等に進学する者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な者に対して、家賃相当額や生活費等の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。
278	161	I	6	②	社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	114	児童養護施設等退所者に対する奨学金制度	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。	児童家庭課			4,495千円	児童養護施設や里親等のもとで育った子どもたちが、経済的な事情で進学をあきらめることがないよう、。就学期間中返済不要の奨学金を給付することにより、大学や専門学校等に進むための支援を行う。
279	162	I	6	③	ヤングケアラーへの支援	116	ヤングケアラー支援体制強化事業	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。	児童家庭課			27,000千円	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。
280		I	6	③	ヤングケアラーへの支援	116	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業(再掲)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。	健康福祉指導課	○	I-4-①	49,177千円	県が事業を所管する町村部を含む6つの健康福祉センター圏域において、自立相談支援機関を設置し、生活困窮者等に対する相談支援を実施。
281	163	I	6	③	ヤングケアラーへの支援	116	学校におけるヤングケアラーへの対応	児童家庭課などとともに実施したヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究の結果を受け、児童生徒や教職員への理解促進、相談体制の整備、対応方法の共通理解などの促進を図る。	教育庁児童生徒安全課			-	児童家庭課などとともに実施したヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究の結果や国の動向を基に、引き続き児童生徒や教職員への理解促進、相談体制の整備、対応方法の共通理解などの促進を図る。
282		I	6	③	ヤングケアラーへの支援	116	スクールカウンセラー等配置事業(再掲)	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
283		I	6	③ ヤングケア ラーへの支援	116	教育相談事業(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
284		I	6	③ ヤングケア ラーへの支援	116	教育改革推進事業 (教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	I-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
285	164	I	7	① 総合的な自殺対策の推進	119	自殺対策推進事業	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対する 補助を行うとともに、人材育成のための研修会の実施や各種相談窓口の開設、相談窓口へつなぐインターネット広告、自殺ハイリスク者である自殺未遂者支援など総合的な自殺対策推進事業を実施する。	健康づくり支援課			168,080千円	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対し補助金を交付するとともに、市町村の自殺対策担当者に向けて自殺対策事業の推進を支援するための研修会を実施します。また、電話・SNSでの相談窓口を開設し、検索連動型広告等を活用して相談窓口を周知します。また、自殺ハイリスク者である自殺未遂者に対し支援を行うほか、県内の一般救急医療に従事する医療関係者に向けて対応方法等に関する研修を行います。
286	165	I	7	① 総合的な自殺対策の推進	119	自殺対策	心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育や、SOSの出し方教育、生徒を対象とした「ストレスチェック」の実施など総合的な自殺対策を推進する。	教育庁児童生徒安全課			-	自殺につながる児童生徒のメンタル不調の未然防止のために、ICTを活用した心の健康観察(ストレスチェック)を千葉大学と連携して実施し、高ストレス状態の生徒の支援ニーズを早期に把握するとともに、必要に応じて、精神科医のコンサルテーションを実施するなど、医療・福祉等の関係機関との連携を図る。
287		I	7	① 総合的な自殺対策の推進	119	スクールカウンセラー等配置事業(再掲)	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
288		I	7	① 総合的な自殺対策の推進	119	教育相談事業(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
289		I	7	① 総合的な自殺対策の推進	119	教育改革推進事業 (教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクール カウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	I-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
290	166	I	7	② ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備	122	青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)	青少年の利用頻度が高いサイトの監視を行い、非行行為やいじめにつながるおそれのある問題のある書き込みを発見し、教育庁、県警等の関係機関と連携・対応することでトラブルや犯罪被害の未然防止を図る。	県民生活課			6,556千円	ネットパトロールの実施(対象校数629校)
291	167	I	7	② ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備	122	青少年ネット被害防止対策事業(インターネット適正利用啓発講演)	ネットパトロールの結果に基づき、学校、関係機関の要請に応じ、児童生徒・保護者・学校関係者等が主催する講演会において、職員を派遣し講演を実施し、こどもたちのネットリテラシーの向上を図る。	県民生活課			1,174千円	・インターネット適正利用啓発講演の実施 ・保護者向け研修会、教職員向け研修会の実施
292	168	I	7	② ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備	122	フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発を推進する。	警察本部少年課			945千円	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発を推進する。
293	169	I	7	② ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備	122	サイバー犯罪対策の推進	ネット安全教室を通じてインターネット利用上のモラルやマナーの広報啓発を推進する。	警察本部サイバー犯罪対策課			131千円	・児童生徒、教職員及び保護者等に向けてネット安全教室を行い、サイバー犯罪被害、ネットトラブル等を予防するための知識の醸成、リテラシーの底上げを図る。 ・広報啓発資料を作成し、ネット安全教室や公共機関や商業施設等において配布、展開する。
294	170	I	7	② ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備	122	情報モラル教育研修の充実	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当学会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。	教育庁児童生徒安全課			-	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当学会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。
295	171	I	7	② ネットパトロールなど情報化社会への対応と子ども・若者を守る環境整備	122	情報教育の充実	学校から安全にインターネットに接続できるように、教育情報ネットワーク(校務用のICE-Netと学習用のBYOD ネットワーク)の保守・運用を行う。	教育庁学習指導課			993,003千円	・学習系ネットワーク(BYOD)回線の専用線化を行い、安定して、かつ、安心してインターネットに接続できるようにする。
296	172	I	7	③ 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策	125	性犯罪・性暴力被害者支援事業	性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるきめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携による支援体制を整備する。	くらし安全推進課			38,230千円	性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるきめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携による支援体制を整備する。
297	173	I	7	③ 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策	125	性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化	児童買春、児童ポルノ等児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。	警察本部少年課			88千円	児童買春、児童ポルノ等児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
298	174	I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	125	性犯罪被害相談電話「＃8103」の周知	「＃8103(ハートさん)」ポスターを県内の中学・高校等、産科・婦人科等の医療機関に配付するとともに、各警察署におけるキャンペーンの際に広報し、さらに県警ホームページや広報誌への掲載等を通じて、広く県民への周知に努めます。	警察本部警務課			—	「＃8103(ハートさん)」ポスターを県内の中学校及び高等学校、産科・婦人科等の医療機関等に配布するほか、県警ホームページや広報誌への掲載、啓発用物品の配布等を通じた周知に努める。
299	175	I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	125	被害児童へのカウンセリング活動	少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行っている。	警察本部少年課			-	少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員等による被害児童へのカウンセリングを行う。
300	176	I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	125	若者のためのDV予防セミナー	DVを許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、「親しい間柄にある若者間の暴力」、いわゆる「デートDV」をテーマに若者のためのDV予防セミナーを実施する。	児童家庭課			2,120千円	DVを許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、「親しい間柄にある若者間の暴力」、いわゆる「デートDV」をテーマに若者のためのDV予防セミナーを実施する。
301	177	I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	125	生命(いのち)の安全教育	こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないために、文部科学省が作成した発達段階に応じた教材や関係各課で作成した授業展開例などを周知し、各学校での取組の推進を図る。	教育庁児童生徒安全課			-	県内公立学校の安全主任等を対象とした研修会等において、生命(いのち)の安全教育について文部科学省が作成した教材や千葉県教育委員会が作成した授業展開例等を周知し、各学校での取組の推進を図る。
302	178	I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	児童対象性暴力の防止(日本版DBS)	職員等の性犯罪歴について、こども家庭庁を通じて法務省に照会する制度等を周知及び活用し、児童対象性暴力等の防止に取り組む。	子育て支援課 学事課 教育庁教職員課			-	-
303	179	I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業	児童生徒等の権利利益の擁護を図るとともに、教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施を徹底することを目指し、教育職員等による児童生徒性暴力等の調査及び教育職員等を対象とした研修を外部の専門家の協力を得て行う。	教育庁教職員課			4,908千円	・弁護士による加害職員への聞き取り調査 ・公認心理士による被害児童生徒への聞き取り調査 ・不祥事防止に向けた研修等の実施 ・不祥事根絶に向けた啓発
304		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	保育所保育士等研修事業(再掲)	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	4,800千円	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。
305		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	保育士等キャリアアップ研修事業(再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
306		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	子育て支援員研修(再掲)	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	4,700千円	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 令和7年度の受講定員は1330名である。
307		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	放課後児童支援員認定資格研修事業(再掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。R6年度の受講定員は1560人(120人×13クール)である。
308		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	放課後児童支援員等資質向上研修事業(再掲)	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課	○	Ⅱ-2-③	31,000千円	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。
309		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	相談窓口の周知(再掲)	教職員の不祥事根絶を目指し、県のホームページ上に「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設している。児童生徒に対し、同相談窓口の周知を行う。	教育庁教職員課	○	Ⅱ-2-⑨	—	・啓発ポスター等を活用した児童生徒・保護者への周知 ・ちば電子申請システムを活用した相談への対応
310		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	スクールカウンセラー等配置事業(再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅲ-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様な学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
311		I	7	③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	126	教育相談事業(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
312	180	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備	130	青少年の社会環境づくり事業	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施や有害図書等の指定により、青少年に有害な環境の浄化に努める。	県民生活課			1,099千円	条例に基づく立入調査、啓発物資の配布、合同パトロールの実施
313	181	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備	130	安全で安心なまちづくり推進事業	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民、自治会、事業者、市町村、県等が、協働して安全で安心なまちづくりを推進する体制の整備を図るとともに、防犯意識の高揚のため、広報啓発活動を実施する。	くらし安全推進課			3,635千円	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民、自治会、事業者、市町村、県等が、協働して安全で安心なまちづくりを推進する体制の整備を図るとともに、防犯意識の高揚のため、広報啓発活動を実施する。
314	182	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備	130	地域の防犯ボランティア活動促進事業	地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯団体の活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活動を支援するとともに、市町村が実施する防犯パトロール資機材等の整備に対し助成する。	くらし安全推進課			5,336千円	地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯団体の活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活動を支援するとともに、市町村が実施する防犯パトロール資機材等の整備に対し助成する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
315	183	I	7	④	130	地域防犯力・コミュニティ力向上事業	地域に自主的な防犯活動が定着するよう、その拠点となる防犯ボックスや、地域の中心となって活動する防犯アドバイザーを設置するための経費について、助成する。	くらし安全推進課			30,086千円	地域に自主的な防犯活動が定着するよう、その拠点となる防犯ボックスや、地域の中心となって活動する防犯アドバイザーを設置するための経費について、助成する。
316	184	I	7	④	130	若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業	大学生(短大生を含む。)を中心とした若い世代の自主防犯活動への参加を促進することを目的として、防犯ボランティア活動を支援する。	警察本部生活安全総務課			271千円	各種防犯キャンペーンの参加や研修会への参加。 【参加予定のキャンペーン等】 ①痴漢撲滅キャンペーン ②千葉県読売防犯デー ③わんわんパトロール運動推進キャンペーン ④出動式及び合同パトロール ⑤その他警察署の防犯キャンペーン等
317	185	I	7	④	130	市町村防犯カメラ等設置事業補助	街頭犯罪の防犯対策として、市町村または自治会等が設置する防犯カメラ等の設置事業に対して助成する。	くらし安全推進課			56,000千円	街頭犯罪の防犯対策として、市町村または自治会等が設置する防犯カメラ等の設置事業に対して助成する。
318	186	I	7	④	130	飲酒運転根絶に向けた啓発事業	「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」及び「千葉県飲酒運転根絶計画」に基づき、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境づくりを推進する。	くらし安全推進課 警察本部交通総務課			(くらし安全推進課) 33,556千円 (警察本部) 1,469千円	(くらし安全推進課) 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例及び千葉県飲酒運転根絶計画に基づき、条例内容の周知・啓発の強化、酒類販売店・駐車場の利用者を対象とした啓発、インターネットを活用した広報啓発、飲酒運転に関するメッセージコンクールの開催、県下 39 警察署管内に設置された飲酒運転根絶協議会の活動支援、スポーツ観戦施設における啓発を行うほか、今年度新たに大学と連携した啓発や運転代行の利用促進に関する啓発を実施することを通じて、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境づくりを推進する。 (警察本部) 飲酒運転の根絶に向けた取組の一環として、市原刑務所の協力を得て作成した飲酒運転受刑者の手記を、運転免許更新時の一般講習、違反者講習、初回運転者講習において受講者に配布する。
319	187	I	7	④	130	「地域の連携の場」における犯罪等の防止に配慮した環境改善の促進	学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路や子どもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、子どもの安全確保を図る。	警察本部生活安全総務課			-	学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路や子どもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、子どもの安全確保を図る。
320	188	I	7	④	130	子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講話等の推進	学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。	警察本部生活安全総務課			-	学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。
321	189	I	7	④	130	交通安全施設整備事業	交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器、信号機電源付加装置等、交通安全施設の効果的な整備を推進する。特に、生活道路や通学路においては、歩行者の安全確保を目的としたゾーン30プラスを関係機関等と連携して整備していくほか、歩車分離式信号の整備や信号灯器のLED化を推進する。	警察本部交通規制課			4,703,966千円	交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器、信号機電源付加装置等、交通安全施設の効果的な整備を推進する。特に、生活道路や通学路においては、歩行者の安全確保を目的としたゾーン30プラスを関係機関等と連携して整備していくほか、歩車分離式信号の整備や信号灯器のLED化を推進する。
322	190	I	7	④	131	ゼブラ・ストップ活動啓発事業	県民一人一人に歩行者優先意識の徹底を図るためゼブラ・ストップ活動の広報・啓発を行う。	くらし安全推進課 警察本部交通総務課			(くらし安全推進課) 13,160千円 (警察本部) -	(くらし安全推進課) 自動車運転者に対する横断歩道上での歩行者等の保護意識の徹底を目的とした「ゼブラ・ストップ活動」の普及・啓発を行うため、特に8・11・1月を活動強化月間としてインターネットを活用した広報啓発等を集中的に実施するほか、年間を通じて、運転免許の更新時講習者を対象に啓発チラシを配布する。 (警察本部) 県や自治体等の関係機関と連携して、四季の交通安全運動や各種イベントにおいて広報啓発用のチラシの配布、注意喚起を行い、運転者に対する歩行者優先意識の醸成を図る
323	191	I	7	④	131	長期休業日における児童生徒の指導	長期休業中は、児童生徒が事件・事故に巻き込まれやすい時期であるため、各学校で児童生徒の安全確保及び生命を大切にする心の育成に係る指導を重点的に実施する。加えて、危機管理に係る校内体制を整えとともに、保護者、地域社会、関係機関との連携を密にして、社会全体で子どもたちを育てていく取組を推進する。	教育庁児童生徒安全課			-	長期休業中の児童生徒の安全確保及び生命を大切にする心の育成に係る指導のために、夏季休業前、冬季休業前、年度末休業前の年3回、指導資料を県立学校に配付するとともに、各教育事務所を通して市町村立学校にも配付する。県立学校に関しては、指導資料の利用の有無について調査し、確実に指導に生かせる体制を推進する。さらに指導に利用しやすい資料作りを進める。
324	192	I	7	④	131	年齢層に応じた交通安全教育	交通安全の必要性及び知識を普及し、子ども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施する。	くらし安全推進課 警察本部交通総務課			(くらし安全推進課) 1,334千円 (警察本部) 116千円	(くらし安全推進課) 研修会や講演会に講師を派遣する交通安全教育推進員派遣事業と、交通安全教育映像を貸し出す交通安全ライブラリー事業を実施し、交通安全教育を推進する。 (警察本部) ・心身の発達段階に応じた交通安全教育を実施する。 ・小・中学生に対し、自転車の交通ルールを周知させるため、交通安全教育を実施するとともに、教育を受けた生徒に子供自転車免許証を交付する。 ・自転車に対する交通反則通告制度の導入に向け、特に中・高生に対する周知を含めた交通安全教育を推進する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
325	193	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	子どもたちへの交通安全教育の推進	心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとともに、保護者や地域の関係者等が参加する交通安全教育を推進する。	くらし安全推進課 教育庁児童生徒安全課 警察本部交通総務課			(くらし安全推進課) 422千円 (児童生徒安全課) 580千円	(くらし安全推進課) 幼稚園、保育所等4園を「交通安全モデル園」に指定し、年間を通じた交通安全の取組について 情報発信する。また、幼児の交通安全教育に携わる指導者の育成と資質向上を図るためのセミナーを開催する。 (児童生徒安全課) 登下校時における事件・事故を踏まえ、児童が自分の命を守るための方策を学べるよう、小学校中・高学年を対象とした交通安全・防犯等の内容を網羅したリーフレットを作成し、小学3年生に配付する。
326	194	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	通学路安全推進事業	学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、モデルとなる地域(以下「モデル地域」という。)を設定し、モデル地域の市町村教育委員会が中心となって、モデル地域全体での学校安全推進体制を構築する。	教育庁児童生徒安全課			1,428千円	船橋市を交通安全教育のモデル地域、松戸市を防犯教育のモデル地域に指定し、モデル地域内の拠点校を中心に地域全体で学校安全推進体制の構築を図る。また、公開授業研究会を開催して、研究の成果を発表するとともに、その内容をホームページに掲載し、モデル地域での取組を広く県内に周知する。
327	195	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	交通安全推進隊育成支援事業	地域に密着した交通安全に関する活動の先導的な役割を担う交通安全推進隊の育成を支援する。	くらし安全推進課			3,132千円	県民参加による「交通安全県ちば」の確立を目指し、交通安全に関心と意欲を持つボランティアである交通安全推進隊の地域での交通安全活動を支援する。
328	196	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	自転車安全利用推進事業	関係機関や民間団体と連携し、幅広い年齢層に「ちばサイクルール」を始めとした自転車交通ルールやマナーの広報啓発を行うことにより、自転車の安全利用の推進を図る。	くらし安全推進課 教育庁児童生徒安全課			(くらし安全推進課) 34,138千円 (児童生徒安全課) -	(くらし安全推進課) 九都県市で連携したマナーアップキャンペーンなど、各種広報啓発キャンペーン、県交通安全対策推進委員会の自転車安全利用部会の開催、高齢者の自転車安全利用を促進するための出前講座、自転車保険加入促進等を実施する。道路交通法の改正により令和5年4月から自転車乗車時におけるヘルメット着用の努力義務化され、また、令和8年4月から自転車の反則金制度が導入される予定であることから、インフルエンサーやランディングページを活用したヘルメット着用の重要性理解促進への集中広報を行うとともに、県内54市町村の主要駅や商店街等周辺でヘルメット着用率の調査及び交通安全教育指導を実施し、県民の意識向上を図る。 (児童生徒安全課) くらし安全推進課が作成する自転車の安全利用に関する教育用リーフレットやそれを活用した授業展開例(小中)をホームページに掲載するとともに、教育委員会が主催する研修会において、「ちばサイクルール」などの自転車の交通ルールやマナーについて周知し、自転車の安全利用を推進する。
329	197	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	自転車乗車用ヘルメット購入補助事業	道路交通法の改正により令和5年4月から乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメット着用率の向上を加速化させるため、市町村に対する補助を実施する。	くらし安全推進課			69,000千円	ヘルメット着用率の向上を加速化させるため、市町村と協調して、自転車乗車用のヘルメット購入者に対する補助を行う。
330	198	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	自転車交通安全教育推進事業	自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、幼稚園から社会人まで心身の発達段階や年代等に応じた系統的な自転車交通安全教育を実施する。	くらし安全推進課			5,712千円	自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、小学生から社会人まで、心身の発達段階や年代等に応じた自転車交通安全教育を実施する。自転車の安全利用に関する教育用リーフレット2種を作成し、小学校3年生と中学校1年生の 全児童生徒に1種ずつ配布する。また、主に高校生を対象に、交通事故再現を取り入れた「スケアード・ストレイト自転車交通安全教室」を実施する。
331	199	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	学校等とのネットワークの構築と不審者情報等の共有体制の確立	学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校・PTA等と結ぶネットワークを構築し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。	警察本部生活安全総務課			-	学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校・PTA等を結ぶネットワークを構築し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。
332	200	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	131	防災教育公開事業	学校が行う防災に関する事業を地域と連携して行い、また、公開することで、災害や防災に対する両者の意識や取組を近づけるとともに、自助や共助の意識の下に的確に行動できる人材を育成し、災害に強い学校とまちづくりに役立てる。	教育庁児童生徒安全課			1,122千円	四街道市立和良比小学校、県立大多喜高等学校、県立千葉特別支援学校をモデル地域内の拠点校に定め、学校安全の取組の充実を図るとともに、研究成果を各モデル地域内の学校に広め、防災教育、安全教育の一層の充実を図る。
333	201	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	132	学校における防災教育強化月間	児童生徒が自分の命を守ることができるとともに共助の担い手になれるよう防災教育の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課			-	毎年9月1日の「防災の日」を含む、8月30日から9月30日までを学校防災教育強化月間とし、学校が児童生徒の実態や地域の実情に合った防災教育や防災体制づくりを積極的に進めることを通し、児童生徒が「自助」はもちろんのこと「共助」の担い手となるようにする。
334	202	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	132	学校安全教室の開催	教職員等を対象に、最新の防犯知識や技術を中心とした研修を実施し、その資質の向上と防犯意識の高揚を図る。また、子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、具体的な対応策や「地域安全マップ」づくり等を推進する。	教育庁児童生徒安全課			370千円	県内5会場で教職員等を対象に実施する学校安全教室講習会において、有識者を講師として、「子どもの安全をどう守るか～犯罪機会論と景色解読力～」をテーマに、学校現場での防犯に関する指導や地域と連携した防犯体制づくりに活かすことのできる防犯講習会を実施する。
335	203	I	7	④ 犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	132	防犯意識を高める広報啓発事業	痴漢・性被害防止等に向けたキャンペーン、小・中学校、高等学校における防犯講話を通じて、防犯意識の高揚を図る。	警察本部生活安全総務課			-	痴漢・性被害防止等に向けたキャンペーン、小・中学校、高等学校における防犯講話を通じて、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための意識醸成を図る。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
336	204	I	7	④犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	132	犯罪情報等の提供	地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。	警察本部生活安全総務課			6,000千円	地域住民に対して、犯罪の発生状況や被害防止のための防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。
337	205	I	7	④犯罪被害、事故、災害から子ども・若者を守る環境整備	132	多様な担い手による見守り活動の拡充及び活性化の促進	郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながらこどもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。	警察本部生活安全総務課			-	郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながらこどもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。
338	206	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質向上をはかるため、各種研修等を行う。	子育て支援課			4,639千円	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、児童家庭課において母子保健指導者研修会を開催するとともに、保健所毎に必要な研修、連絡会、母子保健推進協議会等を開催する。
339	207	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	不妊・不育相談事業	不妊症や不育症に関する様々な悩みに対する相談窓口を設置し、相談支援を行う。	子育て支援課			5,766千円	不妊や不育(以下不妊等)に悩む方を対象に不妊等に関する医療面・精神面での相談や治療に関する情報提供を行う。
340	208	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦、その配偶者等に対して面談等により情報提供や伴走型の相談支援を実施する。	子育て支援課			139,000千円	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦、その配偶者等に対して面談等により情報提供や伴走型の相談支援を実施する市町村に対し、経費の一部を補助する。
341	209	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦であることの認定後に5万円、その後、妊娠しているこどもの人数の届け出後に妊娠しているこどもの人数に5万円を乗じた額を支給し、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ実施することで、妊産等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。	子育て支援課			-	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。
342	210	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	こども家庭センター支援事業	市町村が設置するこども家庭センターの職員に対し、研修を行い包括的な支援を行う人材育成を行う。	子育て支援課			4,998千円	こども家庭センターの職員や同センターと連携する地域の母子保健従事者等に対し、スキルアップ研修を行い母子保健に関する包括的な相談を行う市町村を支援する。
343	211	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う。	子育て支援課			24,000千円	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールの他、チャットでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関やこども家庭センター(子育て世代包括支援センター)などの支援機関へ同行し、相談支援を行う。
344	212	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査の実施に伴う体制整備や検査の必要性や検査方法を記載した保護者向け啓発リーフレットの配布を行い、難聴児の早期発見を行う。	子育て支援課			1,036千円	新生児聴覚検査に係る検討会や研修会を開催し、県内における聴覚障害の早期発見の整備及び早期に療育支援につながるよう関係者へ啓発を行う。
345	213	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	先天性代謝異常等検査	先天性代謝異常等を新生児期に早期発見するためのスクリーニング検査を実施し、将来の知的障害や突然死などを防止する。	子育て支援課			278,118千円	県内で出生した全ての新生児を対象に、20疾患の検査及び同意が得られた新生児に対し国の2を追加した検査を実施する。
346	214	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	周産期母子医療センター運営事業	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。	医療整備課			906,326千円	国庫補助を活用し、地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費についての補助を実施する。
347	215	II	1	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	母体搬送コーディネート事業	リスクの高い分娩等が緊急時に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊産婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受け入れ先の調整を行う。	医療整備課			21,403千円	総合周産期母子医療センターに委託し、受け入れ可能な医療機関情報を収集し、妊産婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受け入れ先の調整を行う。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
348	216	Ⅱ	1	① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	136	周産期医療審議会	妊産婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の整備を図るため、周産期医療審議会を開催する。	医療整備課			1,190千円	周産期母子医療センターの指定等の審議、保健医療計画(周産期医療)を検証する審議会を開催する。また、周産期医療体制の検討を行うため、審議会内にワーキンググループ(WG)を設置し、周産期医療体制についての検討やマニュアルの作成等を行う。
349	217	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	親子ふれあいキャンプ	日常生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしながら、親子と一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わい、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場として子育てネットワークの構築を図る。	教育庁生涯学習課			—	・手賀の丘青少年自然の家 「防災体験ツアー」 冬実施予定 ・水郷小見川青少年自然の家 「ファミリーキャンプ」 ①5月17日(土)～5月18日(日) ②10月11日(土)～10月12日(日) ・君津亀山青少年自然の家 「親子きみかめ満喫キャンプ」 10月25日(土)～10月26日(日) ・東金青少年自然の家 「防災にも役立つおや子キャンプ」 11月22日(土)～11月23日(日) ・鴨川青少年自然の家 「鴨青キャンプin清和県民の森」 9月20日(土)～9月21日(日)
350		Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	家庭教育リーフレット活用事業(再掲)	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。	教育庁生涯学習課	○	Ⅲ-①	1,100千円	家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、乳幼児、小学1年生、小学4年生、中学1年生の保護者を対象に配付する。
351		Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	ウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の運営(再掲)	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、こどもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブ サイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。	教育庁生涯学習課	○	Ⅲ-①	—	ウェブサイトで、こどもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載し、個々の家庭の親力向上を目指すため、随時更新していく。
352		Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	家庭教育支援チーム設置推進事業(再掲)	家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。	教育庁生涯学習課	○	Ⅲ-①	3,956千円	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③アウトリーチ型家庭教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。 7市町：野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、富津市、酒々井町、茂原市
353		Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	自然環境保育推進事業(再掲)	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性を育む自然環境保育を行っている団体を県が認証し、支援する。	子育て支援課	○	I-2-①	43,700千円	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性等を育む「自然保育」を行っている団体を認証し、その取組を支援するとともに、県内で自然保育を普及・浸透させるための取組を行う。 令和7年4月1日現在の認証団体数は139団体(重点型48団体、普及型91団体)
354	218	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	幼児教育推進事業	幼児教育の拠点機能の強化を図り、教職員の専門性の向上をはじめとした教育の質の向上や保幼小の円滑な接続等、幼児教育を推進します。	教育庁学習指導課			11,218千円	幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣し、研修等での講義や幼保小の連携等への指導・助言を行う。また、指導力等の向上を図るために初任者研修、幼保小の架け橋プログラム研修等の幼児教育関係研修を実施する。
355	219	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	保育アドバイザー派遣事業	保育所における遊びを通じて、数量や図形への関心・感覚の育成につながるような視点を取り入れた活動の実践に向け、専門的な知見を有する保育アドバイザーを派遣する。	子育て支援課			3,400千円	5施設に保育アドバイザーを派遣する。
356	220	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。	学事課			10,670,385千円	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。
357	221	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	子育て支援活動推進事業	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。	学事課			100,000千円	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。
358	222	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に 対して補助する。	学事課			366,000千円	幼稚園の教育時間の前後や休業期間中(長期休業日・土日祝)に園児を幼稚園内で過ごせる預かり保育を実施する学校法人立幼稚園に対し助成する。
359		Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	140	子育てのための施設等利用給付(再掲)	私立幼稚園の利用料を給付する。	学事課	○	Ⅲ-③	3,100,000千円	市町村が支弁する幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費(幼稚園・認可外保育施設等の利用料等)に要する費用の一部を負担する。
360	223	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	141	子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する経費を給付する。	学事課 子育て支援課			(子育て支援課) 35390000	(子育て支援課) 保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する経費を給付する。
361		Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	141	医療的ケア児保育支援事業(再掲)	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。 福祉サービスの質の向上を図り、利用者の方々へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を県が認証した公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行う福祉サービス第三者評価の受審を推進する。	子育て支援課	○	I-5-①	293,203千円	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。
362	224	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	141	福祉サービス第三者評価事業	福祉サービスの質の向上を図り、利用者の方々へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を県が認証した公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行う福祉サービス第三者評価の受審を推進する。	健康福祉指導課			1,382千円	・県の第三者評価・情報公表の総括的な機関として「福祉サービス第三者評価・情報公表推進会議」の開催 ・評価調査員に対する研修の実施(養成研修、継続研修) ・福祉サービス提供事業者等に対する啓発用パンフレット等の作成
363	225	Ⅱ	1	② 子育て環境の整備	141	保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。	子育て支援課			2,000,000千円	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
364	226	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	千葉県保育士処遇改善事業	民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。	子育て支援課			2,490,000千円	民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。
365	227	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	産休等代替職員費補助事業	保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。	子育て支援課			8,791千円	保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。
366	228	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。	子育て支援課			602,000千円	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。
367	229	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	保育士修学資金等貸付事業	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。	子育て支援課			89,007千円	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金や保育所等への保育補助者の雇上げ費用、また、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料を継続して貸し付ける。
368	230	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	私立幼稚園の人材確保支援事業	私立幼稚園の教職員等の処遇を改善するため、給与改善に要する経費に対し助成する。	学事課			313,000千円	私立幼稚園が行う教職員の給与改善に要する経費について、助成する。
369	231	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。	子育て支援課			4,764千円	卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。
370	232	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業	保育士再就職支援コーディネーター及び保育士キャリアアドバイザーを配置し、潜在保育士の就職支援や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。	子育て支援課			28,875千円	保育士再就職支援コーディネーターを配置し、保育士や保育補助者、放課後児童支援員等からの就職支援を行う。また、保育所等の児童福祉施設の人材の定着及び活用支援等を行う。
371	233	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	保育士人材確保事業	保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して就職促進の為に研修等を実施する。	子育て支援課			3,200千円	保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して合同面接会や就職相談会等を実施する。
372	234	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	保育所保育士等研修事業	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。	子育て支援課			4,800千円	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。
373	235	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	141	保育士等キャリアアップ研修事業	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。	子育て支援課			166,000千円	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う(予定を含む)者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。
374	236	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	142	子育て支援員研修	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。	子育て支援課			4,700千円	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 令和7年度の受講定員は1330名である。
375	237	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	142	保育教諭確保のための資格取得支援事業	幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、または保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる経費を補助する。	子育て支援課			300千円	新制度への円滑な移行を支援するため、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有する職員が他方を取得する場合に、国庫補助を活用して、講座の受講料や当該認定こども園が代替職員を雇い上げる費用を助成する。
376	238	Ⅱ	1	②子育て環境の整備	142	保育環境整備促進事業	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備及び「こども誰でも通園制度」の実施に必要な施設整備に対し助成する。	子育て支援課			19,000千円	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備及び「こども誰でも通園制度」の実施に必要な施設整備に対し助成する。
377	239	Ⅱ	2	①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	県立高等学校魅力化・特色化事業	「県立高校改革推進プラン」に基づき、県立高等学校の魅力づくりを推進する新たなプログラムを策定するための調査研究等を行う。	教育庁教育政策課			2,610千円	「県立高校改革推進プラン・第2次実施プログラム」の策定に向けて県民説明会等を行い、策定したプログラムの普及を図るため、冊子を作成し、教育関係団体等に送付する。 地域における今後の高校の在り方等について各関係者から意見を伺う地域協議会を実施する。
378	240	Ⅱ	2	①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	学校における働き方改革推進プラン	教職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るため、具体的な取組内容や数値目標を掲げ、教職員の意識改革や業務改善を進める。	教育庁教育総務課			【教育総務課】 — 【教職員課】 2,803千円	【教育総務課】 教育委員会や学校がそれぞれ取り組むべき内容や数値目標を掲げた本プランを策定し、学校の業務改善や教職員の意識改革を推進する。 【教職員課】 ・出勤管理等システム保守費用の委託料等
379	241	Ⅱ	2	①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	スクール・サポート・スタッフ配置事業	教員の長時間勤務を改善するため、教員の事務作業等を補助する外部人材を会計年度任用職員として公立小・中・義務・特別支援学校及び県立中・特別支援学校に配置する。	教育庁教職員課			1,458,000千円	小中学校949人、特別支援学校36人、高等学校8人を配置予定
380	242	Ⅱ	2	①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	小学校専科非常勤講師等配置事業	児童の学力及び学習意欲の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくり及び配置校の他の教員の指導力向上を行うための専科教員等を小学校へ配置する。	教育庁教職員課			532,000千円	算数・理科……計100校配置予定 図工・体育……計80校配置予定
381	243	Ⅱ	2	①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	副校長・教頭マネジメント支援員配置事業	副校長・教頭が行っている学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材を配置し、業務の負担軽減を図る。	教育庁教職員課			219,000千円	小中学校57人、特別支援学校2人、高等学校12人を配置予定
382	244	Ⅱ	2	①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	スクールロイヤー活用事業	教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談等を実施する。	教育庁児童生徒安全課			2,810千円	学校における諸問題において、より有効な問題解決につなげるため、初期段階での機動的な対応として緊急的な打合せや相談等が必要な案件についてスクールロイヤーを活用した弁護士相談等を含む初期対応を行う。 また、学校問題の未然防止・早期解決に資する教職員対象の研修を実施するとともに、児童生徒に直接自他の人権を守ることの大切さについて講話を行う。
383	245	Ⅱ	2	①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	スクールカウンセラー等配置事業	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課			1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
384	246	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	教育相談事業	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課			112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
385	247	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課			2,649千円	子どもをとりまく様々な課題を解決するとともに教職員が主体的に取り組む能力及び資質を身に付けることができるように生徒指導・教育相談等に係る研修の充実を図る。
386	248	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	千葉県学校ICT化サポート事業	市町村教育委員会に対し、ICT支援員が派遣可能な企業リストを、ホームページを通して提供する。	教育庁学習指導課			—	学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、人材の紹介や派遣等を行っている事業者等に関する情報提供を、県HP上で行っている。
387		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	家庭教育リーフレット活用事業(再掲)	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをもとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。	教育庁生涯学習課	○	Ⅲ-①	1,100千円	家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、乳幼児、小学1年生、小学4年生、中学1年生の保護者を対象に配付する。
388	249	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	152	学習サポーター配置事業	児童生徒の学力向上を図ることを目的として、退職教員などを含めた多様な地域人材を派遣し、きめ細かな学習支援を行う。	教育庁学習指導課			44,124千円	・授業中における児童生徒への学習支援、放課後等の補習学習における児童生徒への学習支援、家庭学習の充実・習慣化づくりに係る業務を行う。 ・小学校3年生から中学校3年生を対象に、算数・数学科を中心に学習支援を行う。 ・令和7年度は、178校に192名の学習サポーターを配置予定。(1人当たりの勤務は、年間128時間・32日)
389	250	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	「ちばっ子チャレンジ100」「ちばのやる気学習ガイド」	全国学力・学習状況調査をもとに、思考力・表現力・判断力等を高める問題を作成し、Web配信やCBTを活用することにより、児童生徒の基礎・基本となる学習内容の確実な習得、及び思考力・判断力・表現力等の向上を図る。	教育庁学習指導課			—	・「ちばっ子チャレンジ100」の算数及び理科の既存問題について、「思考力、判断力、表現力」等の向上につながる問題文に記号を付すなど、活用しやすく改善する。 ・各学校を通じて児童生徒及び保護者を対象に問題改訂の周知と活用促進を図る。
390	251	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	学力向上施策	こどもたちの学ぶ意欲の向上を図る。 教員の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。	教育庁学習指導課			—	・指導主事による学校訪問を行い、指導助言を行う。 ・小・中・高等学校等、すべての校種で、「思考し、表現する力を高める『実践モデルプログラム』」の活用を呼びかける。
391		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	「早寝早起き朝ごはん」国民運動(再掲)	こどもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。	教育庁生涯学習課	○	I-2-①	—	ウェブサイトで、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載し、個々の家庭の親力向上を目指すため、随時更新していく。
392	252	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	ちば夢チャレンジかなえ隊派遣事業	県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やOB、コーチ等を講師として小中学校に派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行うことで、広くこどもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験してもらうことを 目的に平成26年度から実施している。	生涯スポーツ振興課			1,000千円	県内トップ・プロスポーツ団体に所属する選手やOB、コーチ等を講師として小中学校に派遣し、体育・スポーツ活動での交流を行うことで、広くこどもたちにスポーツの楽しさや喜びを体験してもらうことを目的に平成26年度から実施している。昨年度、事業に実施いただいた10団体の他、新たに浦安D-Rocksにも御協力いただき、これまで未実施の市町村を含めた県内小中学校20校の訪問を予定している。
393	253	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクト	こどもたちがスポーツへの夢やあこがれを抱けるようにするため、プロスポーツ選手の卓越したパフォーマンスに触れられる公式戦へ招待するとともに、スタッフ体験等のキャリア体験の場を提供する。	生涯スポーツ振興課			—	こどもたちがスポーツへの夢やあこがれを抱けるようにするため、プロスポーツ選手の卓越したパフォーマンスに触れられる公式戦へ招待するとともに、練習見学、スタッフ体験等のキャリア体験の場を提供する。昨年度は県内を活動拠点とするプロスポーツチーム7団体に御協力いただいたが、今年度は事業未実施のチームにも参加協力を依頼する。
394		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	千葉フィールドミュージアム事業(再掲)	郷土の自然や文化の魅力を再認識し、体験環境・魅力的な地域づくりを支援するため、地域の自然や文化そのものを資料と考え、学びの舞台となるフィールドミュージアム事業を県立博物館で実施する。	文化振興課	○	I-2-①	12,496千円	・房総のフィールドミュージアム推進事業(中央博物館) 「教室博物館」月2回、「観察会等」8回 ・川のフィールドミュージアム(関宿城博物館) 「関宿城下を歩こう」4回、「河川敷のいきものさがし」2回、「石仏見学会」1回、謎解きクイズ ・海のフィールドミュージアム(分館海の博物館) 「観察会」11回、「海の生きもの観察ツアー」10回、「フィールドトリップ」、「団体フィールドトリップ」、「野外実習授業」随時
395		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業(再掲)	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。	文化振興課	○	I-2-①	4,448千円	伝統芸能については、県内の小・中学校の児童・生徒を対象に、三曲(箏・三味線・尺八)、雅楽、能楽の演奏者等を学校に派遣し、鑑賞と楽器等の体験を行う。令和7年度は、5教育事務所管内で計21校に派遣の予定(三曲6校、雅楽8校、能楽7校)。 洋楽については、県内の小・中学校の児童・生徒(主に吹奏楽部・管弦楽部の部員)を対象に、演奏力のレベルアップと音楽芸術の一層の普及・振興等を目的として、プロの演奏家を学校に派遣し、楽器指導を行う。令和5年度は、5教育事務所管内で計5校に派遣の予定。
396		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	文化芸術のミライ応援補助金(再掲)	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。	文化振興課	○	I-2-①	1,214千円	①補助金交付(6者6事業) ②事業の募集及び県ホームページにおける採択事業の広報 ・応募団体(9者9事業) ・採択事業の広報(6者6事業)

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
397		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	学校における芸術鑑賞事業(再掲)	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。	文化振興課	○	I-2-①	29,706千円	(学校音楽鑑賞教室) 県内小・中学校、高等学校等の児童・生徒を対象に、プロオーケストラを学校等に派遣し演奏会を行う。 令和7年度は小中学校39公演、高等学校6公演を予定。 (特別支援学校巡回コンサート事業) 県立特別支援学校における巡回コンサートを18公演実施する予定。
398	254	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	153	地域クラブ活動体制整備事業	地域の実情に応じた部活動の地域展開の実現ができるように、国の実証事業や市町村の取り組み等について、市町村教育委員会に助言・指導や、情報等を提供する。	教育庁学習指導課 保健体育課			【学習指導課】 29,083千円 【保健体育課】 343.917千円	【学習指導課】 休日部活動の段階的な地域展開に向けて、受け皿となる文化芸術団体等の整備、指導者の確保等に関する実証事業を行うとともに、市町村への助言や関係団体との連絡調整を行うブレフコーディネーターの配置等を通じて、市町村の取組を支援する。 【保健体育課】 令和7年度は各学校で複数の部活動を、地域クラブで活動できるようにすることを目指す取組を、配置しているコーディネーターが助言・支援していく。また、国の実証事業への参加を希望する24市町と県が委託契約を締結し、各地域で実施される取組から、地域クラブ活動運営団体・実施主体の在り方、自治体における連携及び推進体制の在り方、参加費用の在り方等、様々な課題を地域のニーズ等に合わせて検証する取組を実施する。
399	255	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	部活動指導員配置に対する助成	部活動の顧問として技術的な指導等を行う部活動指導員の配置事業について、市町村教育委員会へ助言・指導や情報等を提供する。 ※部活動指導員の費用は国1／3、県1／3、市町村1／3	教育庁学習指導課 保健体育課			【学習指導課】 5,000千円 【保健体育課】 40,000千円	【学習指導課】 適切な活動時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めるため、市町村が実施する中学校への部活動指導員の配置に対し国と県が助成する。 ※部活動指導員の費用は国1／3、県1／3、市町村1／3 【保健体育課】 市町村が指導力を備えた指導者を部活動指導員として任用して、市町村立中学校に配置し、練習指導や安全指導、大会等の引率などを行う。令和7年度は希望する18市町に161名を運動部の部活動指導員として配置する予定。
400	256	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	『いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業』『遊・友スポーツチャレンジちば』	本県の児童生徒の体力向上を図るために、各学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に児童生徒が取り組める運動種目を紹介し、積極的な外遊びや運動を奨励する。また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録(ランキング)を公表し、活動の意欲化と継続性を図る。	教育庁保健体育課			33千円	継続的な運動を促すために個人目標と学級全体目標を自分たちで決めていくチャレンジ部門を新たに創設し、6つの運動種目を紹介し、ランキング形式で取り組むランキング部門と2部門で運動習慣の定着を図る。ランキング1位や取組が積極的な学校などを表彰し、成績や取組状況をホームページで紹介して参加意欲の向上を図りながら、運動時間を確保して運動習慣の形成につなげていく。
401	257	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	道徳教育推進プロジェクト事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。	教育庁学習指導課			3,488千円	小・中・高等学校・特別支援学校・幼稚園のうち16校1園を特色ある道徳教育推進校に指定し、各学校段階に応じたより効果的な指導の研究を推進する。 大学教授等の有識者を招いて道徳教育懇談会を実施し、本県の道徳教育について意見聴取を行う。 大学教授等を講師に招き、小学校、高等学校及び特別支援学校の教員を対象とした道徳教育推進教師研修会をオンラインで実施する。
402	258	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施	千葉県教職員研修体系に基づき、教職員研修について、研修の内容や実施方法を毎年見直しており、各教科、道徳、特別活動等に関する研修を実施し、より実践的かつ効果的な研修により教職員の質・教育力の向上を図る。	教育庁学習指導課			—	道徳の研修については、新任教頭研修会にて学校における道徳教育推進の重要性や道徳教育推進教師の役割、千葉県の道徳教育について、担当指導主事による講話を実施する。加えて、大学教授等を講師に招き、小学校、高等学校及び特別支援学校の教員を対象とした道徳教育推進教師研修会をオンラインで実施する。なお、小学校は、本年度年2回の研修を実施し、より一層道徳教育推進教師が学校の中核となるように研修の場を確保する。
403	259	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの推進	こどもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちを持たせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小・中・高等学校・特別支援学校における健康づくりを推進する。	教育庁保健体育課			—	子どもたちが自ら課題を見つけ、主体的に取り組み、振り返りを通して学びを深める健康・体力づくりの基本的な考え方を身につけることで、自分自身の健康と生涯を自ら守ろうとする意識を育むことを目的に、「いきいきちばっ子健康・体力づくりプログラム」の普及を図る。あわせて、県内の小学校・中学校・高等学校における健康づくりの取組を推進し、県民全体への啓発にも努める。
404	260	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	がん教育に係る外部講師派遣	児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的に、医師、看護師などがんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関に派遣し、がんに関する教育を行う。	健康づくり支援課			115千円	①外部講師派遣
405	261	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	薬物乱用防止教室推進事業	学校における薬物乱用防止教室の推進を図る。	教育庁保健体育課			82千円	学校教育における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等(各校1名 悉皆)を対象に、薬物乱用防止教育について理解を深めるための研修を行う。 また、薬物乱用防止教育の一環として、小・中・高等学校の児童生徒を対象とした、薬物乱用防止標語コンクール実施する。
406	262	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	少年サポート活動(薬物乱用防止教室)	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、少年補導専門員等が、薬物乱用防止のための広報啓発を行う。	警察本部少年課			93千円	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、少年補導専門員等が、薬物乱用防止のための広報啓発を行う。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
407	263	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	154	薬物乱用防止対策事業	ボランティアとして委嘱している千葉県薬物乱用防止指導員や保健所職員を中心に薬物乱用防止教室を開催する。また、リーフレットを作成し、薬物乱用防止を啓発する。	薬務課			8,259千円	・小中学校等で開催される薬物乱用防止教室において、依頼に応じて、千葉県薬物乱用防止指導員又は保健所職員が講演を行う。 ・作成したリーフレット等啓発資材を用い、保健所地区協議会において啓発活動を行う。
408		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	155	ちば食育活動促進事業(再掲)	健全な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、庁内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。	環境農業推進課	○	I-2-①	7,665千円	①県食育推進県民協議会の開催(1回) ②地域食育推進会議の開催(県内10地域10回) ③「ちば食育ボランティア」研修事業(1回) ④元気な「ちば」を創る食育応援企業連絡会の開催(1回) ⑤地域食育活動交換会の開催(県内10地域10回) ⑥市町村食育推進計画作成促進活動 ⑦食育月間における啓発(6月・11月) ⑧啓発資料の作成・配布(5種約5万部) ⑨地産地消食育推進事業(1回)
409		Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	155	水産物消費・食育対策事業(再掲)	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。	水産課	○	I-2-①	1,602千円	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。
410	264	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	155	いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じてこどもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。	教育庁保健体育課			1,947千円	・食に関する指導事業を実施(5ヶ所 約800人参加) ・高等学校と連携した食育活動を支援(高校2校、小学校3校) ・地域における食育指導推進事業を実施(推進委員15名、推進拠点校8校で公開授業、全体連絡協議会3回開催) ・高校生の健全な食生活の実践に向けた食育を推進するために、リーフレットを作成、配付する。
411	265	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	155	いきいきちばっ子「オリジナル弁当コンクール」	こどもたちが自ら弁当作りを体験することにより、食への関心を高め、食べることを見つめ直し、食生活の改善を図るため、小学5・6年生を対象に「オリジナル弁当コンクール」を実施する。	教育庁保健体育課			—	こどもたちが自ら弁当作りを体験することにより、食への関心を高め、食べることを見つめ直し、食生活の改善を図るため、小学5・6年生を対象に「オリジナル弁当コンクール」を実施する。
412	266	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	155	ライフステージに応じた健康づくり推進事業	生活習慣病予防等に向けた食習慣の改善のため、飲食店等による県民への望ましい生活習慣の周知や食環境整備を推進する。企業等と連携したグーバー食生活等を活用した情報提供等を行う。	健康づくり支援課			1,852千円	野菜摂取増加及び減塩対策を推進するため企業・飲食店等と連携した食育活動を推進する。また地域で食育を実践する関係者を対象とした研修会を開催する。
413	267	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	155	県産農林水産物販売促進事業	県産農林水産物の販売促進を図るため、消費者・実需者に向けた各種プロモーションを実施するほか各種商談会への出展支援により、県産農林水産物の販路拡大を図る。	販売輸出戦略課			11,252千円	・流通業者や量販店等と連携した千葉県フェアの開催 ・千葉県フェアで使用する販促資材の作成
414	268	Ⅱ	2	① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	155	「コミュニティ・スクール」設置推進事業	「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「地域に開かれた教育課程」の実現に向け、相互の連携・協働のもと「地域とともにある学校」を構築するため、県立学校及び市町村立学校における学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入を促進する。	教育庁生涯学習課			17,402千円	①コミュニティ・スクール(高等学校121校、特別支援学校37校、中学校2校)における学校運営協議会の開催(学校により3～4回) ②地域との協働による学校及び地域の活性化を目指した教育活動の実施(各校随時)
415	269	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	青少年相談員設置事業	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。	県民生活課			22,899千円	・活動費補助金の交付(54市町村、11地区) ・県連絡協議会(3回)及び地区連絡協議会の開催 ・研修会の開催(課題研修会(11地区、各1回)、基本研修会(11地区、各1回)) ・担当者会議の開催(1回)
416	270	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	青少年指導者育成事業	県内各地域で実施する青少年健全育成のスキル向上のための研修会等に対して青少年活動に携わってきた視点でのノウハウを持った専門職員または外部講師等をコーディネートして派遣する。	県民生活課			1,034千円	千葉県青少年団体連絡協議会に委託、市町村等からの要望をとりまとめ年間20回程度派遣
417	271	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	千葉県青少年育成フォーラム	県内の青少年育成関係者等を対象に、青少年を取り巻く現状や課題を共有し、青少年の育成について更なる理解を深めることを目的とし、青少年の健全育成に資する企画等を実施する。	県民生活課			671千円	千葉県青少年育成フォーラムの開催(年1回)
418	272	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	千葉県青少年団体連絡協議会との連携	県で行う青少年事業について周知依頼をし、千葉県青少年団体連絡協議会加盟団体に所属する青少年へ広報を実施する。	県民生活課			—	県で行う青少年事業について、随時周知依頼を行う。
419	273	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	青少年育成団体による推進事業	市町村・民間関係団体等と連携し、県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有する。	教育庁生涯学習課			—	市町村・民間関係団体等と連携し、県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有する。
420	274	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	学校警察連絡制度	児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度として千葉県教育委員会等と締結し運用している。(平成16年以降)	警察本部少年課			-	学校警察連絡制度に基づき、学校と警察署が、児童生徒の非行防止や安全確保のため情報の共有が必要と認められるものについて、相互の情報連絡を行う。
421	275	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	社会教育関係団体補助金	社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進する。	教育庁生涯学習課			373千円	社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進する。
422	276	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	青少年非行防止対策事業(非行防止チラシ)	関係機関、団体、地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深め、非行防止の諸施策及び活動を連携して実施するため、啓発用チラシを作成し、小学5年生とその保護者、中学1年生とその保護者及び高校1年生に配付を行い、青少年の非行・被害防止等の啓発を図る。	県民生活課			991千円	非行防止チラシの作成・配布 ・小学5年生とその保護者向け(47,000部) ・中学1年生とその保護者・高校1年生向け(106,000部)
423	277	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	青少年非行防止対策事業(啓発用動画の作成及び広告配信)	近年問題となっている青少年のインターネット被害や非行防止に関する啓発動画を制作し、多くの中学生及び高校生の目に触れるSNS等 において周知を行うことで、青少年の非行・被害防止等の啓発を図る。	県民生活課			1,717千円	啓発用動画の作成及びSNS広告の運用

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
424	278	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	青少年補導センター事業	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。 また、青少年補導(委)員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。	県民生活課			4,676千円	青少年補導(委)員大会開催(年1回) 社会環境整備活動補助(県内16センター) 千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助
425	279	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	158	少年補導専門員の確保	積極的な採用募集活動を行い、少年補導専門員の適正な職員数及び優秀な人材の確保に努める。	警察本部少年課			-	積極的な採用募集活動を行い、少年補導専門員の適正な職員数及び優秀な人材の確保に努める。
426	280	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	159	少年サポート活動	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。	警察本部少年課			193千円	少年の非行防止と保護のため、県下6か所の少年センターにおいて、警察職員が、非行防止・薬物乱用防止のための広報啓発、不良行為少年等の発見、補導活動を行う。
427	281	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	159	タッチヤング活動	少年非行防止対策として、柔道・剣道を通じて警察職員と少年がふれあい、信頼関係や規範意識、自制心を育んでいる。	警察本部少年課			288千円	少年非行防止対策として、柔道・剣道等を通じて警察職員と少年がふれあい、信頼関係や規範意識、自制心を育む(タッチヤング活動の推進)。
428	282	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	159	社会を明るくする運動補助金	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を目指す「社会を明るくする運動」に対して助成する。	健康福祉指導課			40千円	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を目指す「社会を明るくする運動」に対して助成する。
429	283	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	159	スクールサポーター制度	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とした非行防止や児童等の安全確保などに関する学校からの要請に基づいて、スクールサポーターを派遣し、教職員への指導及び助言、学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援などを行っている。	警察本部少年課			警務課人件費のみ (少年課予算なし)	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とした非行防止や児童等の安全確保などに関する学校からの要請に基づいて、スクールサポーターを派遣し、教職員への指導及び助言、学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援などを行う。
430	284	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	159	少年警察ボランティア活動	少年警察ボランティアによる街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。	警察本部少年課			4,925千円	少年警察ボランティアによる街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。
431	285	Ⅱ	2	② 健やかな成長を支える環境づくり	159	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年の再犯防止策として、過去に警察の取り扱った非行少年のうち、保護者の同意を得た少年に対し、個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、社会奉仕・体験活動を行うなど、少年に手を差し伸べる「出前型」の立ち直り支援を行っている。(平成23年以降)	警察本部少年課			178千円	少年の再犯防止策として、過去に警察の取り扱った非行少年のうち、保護者の同意を得た少年に対し、個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、社会奉仕・体験活動を行うなど、少年に手を差し伸べる「出前型」の立ち直り支援を行う。
432	286	Ⅱ	2	③ 居場所づくり	162	課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にあるこどもを早期に把握し、福祉的な支援につなげていくため、福祉団体等と連携して高等学校内に気軽に相談できる居場所を作る。	健康福祉指導課			18,330千円	＜居場所カフェ開催委託＞18,050千円 中核地域生活支援センター(全13箇所)への委託により、県立高校13校において校内居場所カフェを開催する。 ＜校内居場所事業運営会議＞280千円 校内居場所カフェを実施する中核地域生活支援センターと県立高校等による意見交換等を行うための会議を開催する。
433		Ⅱ	2	③ 居場所づくり	162	家庭教育支援チーム設置推進事業(再掲)	家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。	教育庁生涯学習課	○	Ⅲ-①	3,956千円	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③アウトリーチ型家庭教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。 7市町:野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、富津市、酒々井町、茂原市
434		Ⅱ	2	③ 居場所づくり	162	困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供(再掲)	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。	児童家庭課	○	I-4-①		「困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業」で予算計上
435	287	Ⅱ	2	③ 居場所づくり	162	少年補導員活動	少年補導員による街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。	警察本部少年課	○		178千円	少年補導員による街頭補導活動、有害環境浄化活動を行うほか、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として農業体験活動などによる少年の居場所づくりを実施する。
436		Ⅱ	2	③ 居場所づくり	162	千葉県こども食堂サポートセンター事業(再掲)	こどもに無料または安価で食事や团らんの場を提供することも食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。	子育て支援課	○	Ⅲ-④	10,284千円	こどもに無料または安価で食事や团らんの場を提供することも食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。
437		Ⅱ	2	③ 居場所づくり	163	ひきこもり支援推進事業(ひきこもり地域支援センター事業)(居場所づくり事業)(再掲)	・ひきこもり状態の本人を対象とした居場所づくりを実施する。 ・県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。	精神保健福祉センター	○	Ⅱ-3-④	10,069千円	・当事者が社会参加する機会として定期的に居場所づくりを実施し、ゲーム、音楽鑑賞、読書、モノづくり等の活動を行い、個別の相談にも対応する。 ・家族との面接や家族教室を通じて、ひきこもり当事者へ居場所の情報提供を行う他、県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。
438	288	Ⅱ	2	③ 居場所づくり	163	放課後児童クラブ整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備(創設・改築・大規模修繕等)に対し補助を行う。	子育て支援課			276,000千円	市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備(創設・改築・大規模修繕等)に対し補助を行う。
439	289	Ⅱ	2	③ 居場所づくり	163	放課後子ども環境整備事業	市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のあるこどもを受け入れるために必要な改修や設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。	子育て支援課			7,000千円	市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のある子どもを受け入れるために必要な改修や設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。
440	290	Ⅱ	2	③ 居場所づくり	163	放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業または助成する事業に補助を行う。	子育て支援課			3,489,000千円	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。
441	291	Ⅱ	2	③ 居場所づくり	163	放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業または助成する事業に補助を行う。	子育て支援課			3,489,000千円	小学校に就学している児童(特別支援学校の小学部の児童を含む)であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。
442	292	Ⅱ	2	③ 居場所づくり	163	放課後児童クラブ支援事業	市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間アパート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対し補助を行う。	子育て支援課			616,000千円	市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間アパート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対し補助を行う。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
443	293	Ⅱ	2	③居場所づくり	163	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に必要な経費に対し、市町村を通じ補助を行う。	子育て支援課			179,000千円	放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に必要な経費に対し、市町村を通じ補助を行う。
444	294	Ⅱ	2	③居場所づくり	163	放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。	子育て支援課			31,000千円	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。R6年度を受講定員は1560人(120人×13クール)である。
445	295	Ⅱ	2	③居場所づくり	163	放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。	子育て支援課			31,000千円	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。予算額も認定資格研修と資質向上研修で一括契約のため、分割不可。
446	296	Ⅱ	2	③居場所づくり	163	放課後子供教室推進事業	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。	教育庁生涯学習課			317,793千円	・38市町389校459教室で実施予定 (うち補助金活用は32市町271校336教室を予定) ・推進委員会の開催(2回) ・放課後子供教室指導スタッフ等研修会(1回) ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)研修講座(10回)
447	297	Ⅱ	2	④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	165	「性に関する教育」普及推進事業	学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施する。	教育庁保健体育課			66千円	公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等(各校1名)(他 希望者)、市町村教育委員会関係者(希望者)、教育事務所指導主事等(希望者)を対象に、学校教育における性に関する指導の一層の充実を図るとともに性教育について理解を深めるための研修会を行い、指導力の向上に資する。 オンデマンドで動画を視聴し、受講後にアンケートを提出する形式で実施する。
448		Ⅱ	2	④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	165	妊娠SOS相談事業(再掲)	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメール、チャットによる相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村などの支援機関へ同行支援を行う。	子育て支援課 教育庁保健体育課	○	Ⅱ-1-①	24,000千円	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールの他、チャットでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関やこども家庭センター(子育て世代包括支援センター)などの支援機関へ同行し、相談支援を行う。
449		Ⅱ	2	④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	165	エイズ関連対策事業(再掲)	関係各所から通知されるエイズ教育に関する情報を、学校教育現場へ周知し、エイズ教育の推進と充実を図る。	教育庁保健体育課	○	I-3-①	—	エイズリーフレットのデータを最新のものに更新し、ホームページ上に掲載する。 また、毎年、県内全公立学校を対象とした「性教育研修会」において、エイズのみならず性教育全般に関して、各校の実践発表や講演会を開催するなど、性教育の充実に努め、Web研修会を取り入れて実施する。
450	298	Ⅱ	2	④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	165	青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。	疾病対策課			2,338千円	各保健所(健康福祉センター)で青少年を対象とする講習会を学校等において開催し、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図る。
451	299	Ⅱ	2	⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発	168	主権者教育の推進	国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的に実践的な指導を行う。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。	教育庁学習指導課			—	国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」や、指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう、各市町村選挙管理委員会等の関係機関と連携し、模擬選挙や模擬請願等の具体的で実践的な指導を行う。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。
452	300	Ⅱ	2	⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発	168	中学生の主張千葉県大会	中学生がいま感じている思いや未来への希望を発表する場として昭和54年より毎年全国で開催されており、その千葉県大会として開催する。	県民生活課			1,548千円	千葉県大会の開催(9月) ・作文募集(5月～7月) ・作品選考 1次・2次(8月) 県大会出場者12名を決定 ・県大会最優秀賞受賞者1名を全国大会へ推薦
453	301	Ⅱ	2	⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発	168	消費者教育啓発事業	こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進する。 実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進する。	教育庁学習指導課			—	こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを未然に防止し、将来的に自立した消費者として適切な判断ができる力を養うことを目的として、家庭・学校・地域が連携して消費者教育を推進する。 実践的な消費者教育を学校現場で展開するため教員を対象とした研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進する。
454	302	Ⅱ	2	⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発	168	消費者教育啓発事業	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資料の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。	くらし安全推進課			8,745千円	・若者向け消費者教育用教材[オトナ社会へのパスポート、5つのストーリー]の作成 ・教員向け研修会の実施 ・子育て世帯向け消費者教育啓発イベントの開催 ・消費者自立支援講座の開催

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
455	303	Ⅱ	2	⑤	168	若者と一緒を考える地域活性化セミナー	今後社会を担っていく若い世代を中心に、人口減少をめぐる問題について認識を深め、今後のライフデザインを考える上での参考にしてもらうため、県内の大学等において有識者を講師として招きセミナーを開催する。	政策企画課			500千円	対象者：大学生、短期大学生 実施回数：8回 実施場所：千葉県内の大学又は短期大学 講演内容： ①人口減少問題に関する有識者（大学教授等）による講演 ・人口減少が与える地域社会への影響について ・地域で働くことの意義や働き方の価値観の変化、働き方の多様性について ・人口減少社会の中にあつて、若者自身のライフデザインとしての考え方、取り組むべきこと など ②まちづくり等実際に携わる方や自治体職員による講演 ・地域又は県内の産業分野において若者が取り組んでいる事例の紹介 ・地域又は県内の産業・働き方・生きがいなどの事例の紹介 など
456	304	Ⅱ	2	⑤	168	ワークルール講座	若者が長い職業生活を安心して働き続けるためには、働く前に必要な労働法等の基本的知識を身につけておくことが重要であるため、高校生を対象に働く際のルール（ワークルール）を学ぶ機会を提供する。	雇用労働課			412千円	・労働法令の専門家（社会保険労務士）を高校に派遣し、ワークルール講座を開催する。（12校） ・若年者向け労働法リーフレットを作成し、県内高校に配付する。
457	305	Ⅱ	2	⑤	169	キャリア教育推進事業	高等学校に対し、インターンシップの保険費用、生徒向け講演会・教員向け研修会及び教員の企業訪問旅費を支援する。 子供たちがこれからの社会の変化を踏まえ、主体的に自らの生き方について考え、自己実現を目指せるよう、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、中学校・高等学校の進路指導を担当する教員を対象に、これからの社会状況や雇用の状況に詳しい有識者による研修を実施する。	教育庁教育政策課			1,058千円	指定校（30校32課程）に対して、生徒の職業意識の啓発や就職支援につながる活動費用の補助を行う。また、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、進路指導主事等に対し、計6回（高校＋5教育事務所）の研修を実施する。
458	306	Ⅱ	2	⑤	169	教育改革推進事業（キャリア教育の推進）	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ（就業体験）等を実施する経費を支援する。	学事課			100千円	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ（就業体験）等を実施する経費を支援する。
459	307	Ⅱ	2	⑤	169	子育て体験学習の推進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。	教育庁学習指導課			—	幼稚園や保育所、認定こども園等を体験先の事業所とした、小学生の職場見学、中学生の職場体験及び高校生のインターンシップを実施する。幼児との触れ合いについて関係する学習が充実するよう、学習指導要領家庭科等に示されている内容の周知を進める。 幼保小の架け橋プログラム研修などの各種研修において、幼保小の接続の推進を図る。
460	308	Ⅱ	2	⑤	169	未来の名工チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施する。	産業人材課			— （別予算内で計上）	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象にテクノスクールにおいて、様々なものづくり体験コースを実施する。
461	309	Ⅱ	2	⑤	169	新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付する。	担い手支援課			360,000千円	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）として就農準備資金を、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）として経営開始資金をそれぞれ交付する。
462	310	Ⅱ	2	⑤	169	ちば新農業者サポート事業（農家後継ぎ等就農促進）	県内の高校生等を対象に、地域における先進的な経営事例や先輩農家を紹介することにより、農業の魅力をPRし、就農を促進する。	担い手支援課			1,540千円	将来の千葉県農業を支える若い人材を確保するため、県内の高校生等を対象に、地域における先進的な経営事例や先輩農家を紹介することにより、農業の魅力をPRし、就農を促進する。
463	311	Ⅱ	2	⑤	169	千葉県立農業大学校	農業分野における優れた担い手の育成に向け、実践的な訓練や研修を行う。また、資格取得などのスキルアップを通じて定着の促進を図る。	担い手支援課			361,365千円	農業分野における優れた担い手の育成に向け、座学だけでなく、実践的な実習を行うとともに、資格取得などのスキルアップを通じ、本県農業の担い手の育成や定着の促進を図る。
464	312	Ⅱ	2	⑤	169	青少年水産教室	小・中・高校生対象に、水産業に関する知識の普及や体験活動を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が実施する水産教室等に講師（漁業士）を派遣し、開催を支援する。	水産課			75千円	小・中・高校生対象に、水産業に関する知識の普及や体験活動を通じて漁業への関心を高めるため、市町村等が実施する水産教室等に講師（漁業士）を派遣し、開催を支援する。
465	313	Ⅱ	2	⑤	169	漁業体験実施事業（短期漁業体験）	漁業者と連携し、漁業への就業を希望する高校生等を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。	水産課			1,382千円	漁業者と連携し、漁業への就業を希望する高校生等を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。
466	314	Ⅱ	2	⑤	169	漁業体験実施事業（漁業就業体験）	漁業者と連携し、漁業への就業を希望する高校生等を対象とした最長1か月間の漁業就業体験を実施する。	水産課			9,514千円	漁業者と連携し、漁業への就業を希望する高校生等を対象とした最長1か月間の漁業就業体験を実施する。
467		Ⅱ	2	⑥	171	教育相談事業（不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部）（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
468	315	Ⅱ	2	⑥ いじめ防止 対策の推進	171	いのちを大切に するキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切に する心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等 人権侵害は許されない行為である」という意識を 高めることを目的として、各学校の取組を推進する。	教育庁児童生徒安全課			-	4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、児童生徒、保護者に相談機関等の周知を図るとともに、「いのちを大切に するキャンペーン」を同月間の重点取組に位置づけ、啓発に努めている。また、本取組において、SOSの出し方 に関する教育を全校で実施することとし、各校の実情に応じて、自他を大切に、困ったときには近くの大人に 相談することを児童生徒へ促していく。
469	316	Ⅱ	2	⑥ いじめ防止 対策の推進	171	いじめ防止対策等 推進事業	千葉県いじめ対策基本方針を受け、教員研修を実施するとともに、啓発資料の作成を行い、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。	教育庁児童生徒安全課			-	小・中学生指導推進研究協議会及び中・高生徒指導推進研究協議会を実施するとともに、いじめ防止啓発カードやリーフ レットを作成し、データベースで全児童生徒、保護者、教職員等に配付することで、広く周知を図る。
470	317	Ⅱ	2	⑥ いじめ防止 対策の推進	171	いじめの重大事態の 収集・分析等	各学校でのいじめ重大事態報告書の収集・分析をと おして、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、初期対応の方法や同種の事態の発生防止の取組を促進する。	教育庁児童生徒安全課			-	各学校でのいじめ重大事態報告書の収集・分析をと おして、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、傾向と対策を検討し、初期対応の方法や同種の事態の発生防止の取組を促進する。
471		Ⅱ	2	⑥ いじめ防止 対策の推進	171	スクールカウンセラー等配置事業(不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
472		Ⅱ	2	⑥ いじめ防止 対策の推進	171	情報モラル教育研修の充実(再掲)	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅰ-7-②	-	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。
473		Ⅱ	2	⑥ いじめ防止 対策の推進	171	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	Ⅰ-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
474		Ⅱ	2	⑥ いじめ防止 対策の推進	171	学校警察連絡制度(再掲)	児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度として千葉県教育委員会等と締結し運用している。(平成16年以降)	警察本部少年課	○	Ⅱ-2-②	-	学校警察連絡制度に基づき、学校と警察署が、児童生徒の非行防止や安全確保のため情報の共有が必要と認められるものについて、相互の情報連絡を行う。
475		Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	173	スクールカウンセラー等配置事業(不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
476		Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	173	教育相談事業(不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
477	318	Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	173	不登校児童生徒支援チームの設置	長期の不登校など、解消が困難なケースに対応するため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールカウンセラースーパーバイザー、不登校児童生徒支援専門指導員、不登校担当指導主事など、福祉や心理の専門家を含めた支援チームを設置し、多面的な視点から助言や支援等を行う。	教育庁児童生徒安全課			8,525千円	長期の不登校など、解消が困難なケースに対応するため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールカウンセラースーパーバイザー、不登校児童生徒支援専門指導員、不登校担当指導主事など、福祉や心理の専門家を含めた支援チームを設置し、多面的な視点から助言や支援等を行う。
478	319	Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	173	生徒指導専任指導主事の配置	児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、将来の社会的自立に向けた支援、生徒指導体制の確立及び教育相談活動の充実等に関し、指導・助言・援助を行うものとする。	教育庁児童生徒安全課			-	児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、将来の社会的自立に向けた支援、生徒指導体制の確立及び教育相談活動の充実等に関し、指導・助言・援助を行うものとする。また、事案によっては、各関係機関等との連携について助言し、児童生徒の健全な育成に繋げる。
479	320	Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	173	訪問相談担当教員の配置	不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置し、教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。	教育庁児童生徒安全課			216千円	不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置し、教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。
480	321	Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	173	不登校児童生徒支援推進校の指定	不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的に、小中学校を推進校に指定し、校内教育支援センターに教員を配置する。	教育庁児童生徒安全課			-	不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的に、小中学校を推進校に指定し、校内教育支援センターに教員を配置する。
481		Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	174	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	Ⅰ-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
482		Ⅱ	2	⑦ 不登校のこ どもへの支 援	174	気づきのためのチェックシート、支援につなぐガイドブック	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、貧困に気づくためのチェックシートや支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなど「気づき」「つなぐ」ためのツールの活用を促進する。	健康福祉指導課	○	Ⅰ-4-①	266千円	令和2年度に策定した「(こどもの貧困に関する)気づきのチェックシート」の見直しのための検討会を開催する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号			事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画			
		柱	施策の柱	施策の方向性						頁	当初予算 (千円)	予定事業内容	
483	322	Ⅱ	2	⑧	校則の見直し	175	校則の見直し	県立高等学校の校則の点検と見直しについて、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるように見直しを行うこととする。また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点からも見直しを行う。	教育庁児童生徒安全課		-	県立高等学校の校則の点検と見直しについて、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できるように見直しを行うこととする。また、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、児童生徒にマイナスの影響を与えていないかなどの観点からも見直しを行い児童生徒が自身の事と捉え主体的に決まりを守る姿勢を育てる。	
484	323	Ⅱ	2	⑨	学校におけるハラスメント等の防止	176	セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査	学校におけるハラスメントに関する職員・児童生徒の実態を把握し、効果的にハラスメントを防止し、より良い学校環境を構築するため、実態調査を実施する。	教育庁教職員課		—	・政令指定都市を除く小・中・高・特別支援学校の児童生徒及び職員に対して実施する。 ・実施後は、対応が必要な事案について、速やかに情報共有を図り、各機関と連携しながら対処し、必要に応じて調査する。	
485	324	Ⅱ	2	⑨	学校におけるハラスメント等の防止	176	相談窓口の周知	教職員からセクシュアルハラスメント等を受けた際の相談先として、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」をはじめとする、各種相談窓口を周知していく。	教育庁教職員課		—	・啓発ポスター等を活用した児童生徒・保護者への周知 ・ちば電子申請システムを活用した相談への対応	
486		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	スクールカウンセラー等配置事業(不登校児童生徒の教育機会確保支援事の一部)(再掲)	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、(千葉市を除く)県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
487		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	教育改革推進事業(教育相談体制の整備)(再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。	学事課	○	I-4-①	39,000千円	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。
488		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	教育改革推進事業(キャリア教育の推進)(再掲)	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ(就業体験)等を実施する経費を支援する。	学事課	○	Ⅱ-2-⑤	100千円	私立小中高等学校におけるキャリア教育の推進を図るため、インターンシップ(就業体験)等を実施する経費を支援する。
489		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	キャリア教育推進事業(再掲)	高等学校に対し、インターンシップの保険費用、生徒向け講演会・教員向け研修会及び教員の企業訪問旅費を支援する。 子供たちがこれからの社会の変化を踏まえ、主体的に自らの生き方について考え、自己実現を目指すよう、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、中学校・高等学校の進路指導を担当する教員を対象に、これからの社会状況や雇用の状況に詳しい有識者による研修を実施する。	教育庁教育政策課	○	Ⅱ-2-⑤	1,058千円	指定校(30校32課程)に対して、生徒の職業意識の啓発や就職支援につながる活動費用の補助を行う。また、教員が新しい時代に必要なキャリア教育を実践できる指導力を身に付けるため、進路指導主事等に対し、計6回(高校+5教育事務所)の研修を実施する。
490		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	ちば地域若者サポートステーション事業(再掲)	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニート等)の職業的自立を支援する。	雇用労働課	○	Ⅱ-3-②	8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施する。
491		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	教育相談事業(不登校児童生徒の教育機会確保支援事業の一部)(再掲)	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小(4～6年)・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小(4～6年)・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
492		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	公立高等学校学び直し支援金制度(再掲)	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁財務課	○	I-4-①	1,043千円	公立高等学校等を中途退学した方が、学び直しのため、再び高等学校に入学した際に、生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額の学び直し支援金を支給する、
493		Ⅱ	2	⑩	高校中退の予防、高校中退後の支援	178	私立高等学校等学び直し支援金(再掲)	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	学事課	○	I-4-①	17,330千円	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。
494	325	Ⅱ	3	①	高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進	181	千葉県立保健医療大学・野田看護専門学校・鶴舞看護専門学校	保健医療に関わる人材として必要な専門的知識・技術を教授し、豊かな人間性を培い、専門職業人として千葉県内で活躍する人材を育成する。	医療整備課			974,360千円	保健医療に関わる人材として必要な専門的知識・技術を教授し、豊かな人間性を培い、専門職業人として千葉県内で活躍する人材を育成する。
495		Ⅱ	3	①	高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進	181	千葉県立農業大学校(再掲)	農業分野における優れた担い手の育成に向け、実践的な訓練や研修を行う。また、資格取得などのスキルアップを通じて定着の促進を図る。	担い手支援課	○	Ⅱ-2-⑤	361,365千円	農業分野における優れた担い手の育成に向け、座学だけでなく、実践的な実習を行うとともに、資格取得などのスキルアップを通じ、本県農業の担い手の育成や定着の促進を図る。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
496	326	Ⅱ	3	① 高等教育の 充実と生涯 学習社会を 目指した取 組の推進	181	高等学校と大学の連 携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、全ての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍する全ての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい環境を整備する。	教育庁生涯学習課			—	高大連携協定に基づく高大連携講座(千葉大学教育学部) ・「基礎教養講座」 (千葉東高等学校、木更津高等学校で実施予定) ・「夏季公開講座」 (長生高等学校で実施予定)
497	327	Ⅱ	3	① 高等教育の 充実と生涯 学習社会を 目指した取 組の推進	182	リカレント教育推進事 業	産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育を推進する。	教育庁生涯学習課			13,326千円	・リカレント講座を10回開催予定 ・学びの総合窓口での相談を400回実施予定
498	328	Ⅱ	3	① 高等教育の 充実と生涯 学習社会を 目指した取 組の推進	182	県立図書館活動の充 実と振興	県内図書館の中枢として、図書館ネットワークを活用した県内図書館等への支援や連携を行い、課題解決支援サービスを実施する。サービスにおいてはデジタル技術等を取り入れることで利便性を向上し、県内全ての県民の生涯学習を推進する。	教育庁生涯学習課			402,459千円	・図書館ネットワークによる資料貸出を実施する。 ・関連団体等と連携し、県立図書館で県民向け課題解決支援講座・を開催する。 ・くらしに役立つ法律・判例情報講座(2回) ・オンラインによる利用者登録及び電子書籍サービスを実施する。
499	329	Ⅱ	3	① 高等教育の 充実と生涯 学習社会を 目指した取 組の推進	182	県立学校の開放の推 進	県民の生涯スポーツの推進及び県内のスポーツの普及・振興を図るため、県立学校の体育施設を開放し、県民に広くスポーツをする機会と場所を提供する。	生涯スポーツ振興課			2,220千円	県民の生涯スポーツの機会を提供するため、県立学校施設の開放を行い、スポーツの機会の拡充およびパラスポーツの活動拠点づくりを図る。 県立学校体育施設の開放を72校で実施。 学校の教育活動に支障のない範囲で実施している。
500	330	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	ジョブカフェちば事業	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。	雇用労働課			162,500千円	・ハローワーク等と連携して、若年求職者を対象とする個別相談や各種セミナー、企業との交流イベントなど、総合的な就労支援サービスを実施する。 ・企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施する。
501	331	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	地域しごとマッチング 支援事業	県内企業への就労を促進するため、専用ホームページにより求人情報や暮らしの情報等を提供する。	雇用労働課			19,353千円	・専用ホームページの管理・運営 ・求人広告等の作成支援 ・合同企業説明会の実施
502	332	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	ちば地域若者サポ ートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニート等)の職業的自立を支援する。	雇用労働課			8,016千円	15歳から49歳までの若年無業者等を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)等を実施する。
503	333	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	県外大学との就職支 援協定に基づく県内 企業への就職・定着 支援	県外大学との就職支援協定に基づき、就職説明会などを通じ、学生の県内企業への就職・定着を促進する。	雇用労働課			—	・協定締結校が主催する就職説明会等において、千葉県での就職を希望する学生等に対し、千葉県や県内企業の魅力発信及びジョブカフェの紹介を行う。 ・県外大学の就職支援担当者と県内企業の人事採用担当者による情報交換の場としての面談会を開催する。 ・ジョブカフェちばが実施する学生向け合同企業説明会について、 協定締結校の学生にも積極的な周知を行う。
504	334	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	職業訓練校管理費県 立テクノスクールの運 営	テクノスクールにおいて、学卒者をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。	産業人材課			942,725千円	県立テクノスクールにおいて、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。
505	335	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	移住定住促進事業	東京への近接性や豊かな自然など、様々なライフスタイルを実現できる本県の魅力を発信するとともに、移住相談体制の充実を図ることで、移住・定住に取り組む市町村の支援を行っていく。	地域づくり課			37,780千円	①移住相談窓口(ちば移住支援センター)を都内に設置、運営 ②市町村と連携した移住相談会の開催と移住関連イベントへの出展 ③移住・二地域居住プロモーション動画制作、動画を活用したPR ④移住・二地域居住に係るポータルサイトの運営
506	336	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	ちば企業人スキル アップセミナー事業	県立テクノスクールにおいて、中小企業の在職者等を対象に技能向上のための訓練を実施する。	産業人材課			8,187千円	県立テクノスクールにおいて、中小企業の在職者等を対象に技能向上のための訓練を実施する。
507	337	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	中小企業デジタル技 術活用支援事業	中小企業のデジタル化を推進するため、デジタル技術の導入事例セミナーや人材育成を目的とした実践型研修等を行うとともに、プッシュ型の企業訪問による支援ニーズの掘り起こしや、ITベンダーとのマッチングに向けた伴走支援を実施する。その他、中小企業等が連携して行うデジタル技術を活用した実証プロジェクトに対して助成する。	産業振興課			115,600千円	・プッシュ型企業訪問による支援ニーズの掘り起こしを行うとともに、産業振興センターに配置したコーディネーターによるITベンダーとのマッチングに向けた伴走支援を実施する。 ・デジタル技術導入の啓蒙・啓発を目的とした事例紹介セミナーや、自社の課題解決に向けた実践的な研修も実施するほか、売上向上や生産性改善、経営課題の見える化を目指し、生成AIやIoTなどのデジタル技術を体験しながら学べるセミナーを開催する。 ・中小企業が導入しやすい、デジタル技術を駆使した新たな製品やサービスの開発を行う実証プロジェクトに対して助成する。
508	338	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	若年技能者人材育成 事業(ものづくりマイ スター制度)	ものづくりマイスターの派遣による実技指導を中心に、学生生徒を含む若者にもものづくり技能の魅力を発信し、ものづくり分野への就職や企業の人材確保・育成を促すため、ものづくりマイスターの認定、派遣を行う。	産業人材課			—	ものづくりに関して優れた技能・経験を有する「ものづくりマイスター」を派遣し、中小企業、教育訓練機関からの訓練指導ニーズに応じた実技指導を行う。
509		Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	新規就農者育成総合 対策(就農準備資金・ 経営開始資金)(再 掲)	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)及び就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を交付する。	担い手支援課	○	Ⅱ-2-⑤	360,000千円	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)として就農準備資金を、就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)として経営開始資金をそれぞれ交付する。
510	339	Ⅱ	3	② 若者の経済 的自立と就 労支援	185	漁業体験実施事業 (短期漁業体験)	漁業者と連携し、漁業への就業を希望する高校生等を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。	水産課	○	Ⅱ-2-⑤	1,382千円	漁業者と連携し、漁業への就業を希望する高校生等を対象とした最長5日間の体験漁業を実施する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
511	340	Ⅱ	3	② 若者の経済的自立と就労支援	185	新規就業者定着・技術向上支援事業(中期漁業技術研修)	漁業者と連携し、新規漁業就業希望者を対象とした3か月間の試験雇用の実施を支援する。	水産課			3,092千円	漁業者と連携し、新規漁業就業者を対象とした3か月間の試験雇用の実施を支援する。
512	341	Ⅱ	3	② 若者の経済的自立と就労支援	185	新規就業者定着・技術向上支援事業(長期漁業技術研修)	漁業者と連携し、新規漁業就業者を対象とした最長2年間の漁業技術研修を実施する	水産課			13,440千円	漁業者と連携し、新規漁業就業者を対象とした最長2年間の漁業技術研修を実施する。
514	342	Ⅱ	3	③ 結婚の希望をかなえるための支援	187	地域少子化対策重点推進事業	県と市町村で構成する千葉県少子化対策協議会において少子化対策の方策を検討するとともに、若い世代を対象としたライフデザインセミナーの実施や、新婚世帯を対象に住宅賃借費用等の補助を実施する市町村に対し経費の一部補助等を行う。	子育て支援課			385,000千円	○千葉県少子化対策協議会の開催 地域の課題や先進事例の共有を図り千葉県内における少子化対策及び結婚支援の方策等を検討する。 ○若い世代を対象としたライフデザインセミナーの開催 若い世代が、結婚、子育て、仕事等の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得することで、希望を持って将来のライフデザインを描く機会を提供するため、セミナーを開催する。 ○メタバースを活用した婚活支援 メタバース空間を利用し、参加者本人が作成したアバターを通して1対1で会話を行うことでマッチングを図り、結婚を希望している人に出会いの機会を提供する。 ○結婚支援コンシェルジュの配置 婚活に専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、市町村が実施する婚活支援を強化すると共に、国・自治体・地域企業、団体等の連携強化を図ります。 ○結婚新生活支援事業広報事業 県全体で新婚世帯を応援するため、市町村が実施している結婚新生活支援事業のリーフレットを作成し、市町村等を通じて事業の認知度向上を図る。 ○結婚新生活支援事業(市町村事業) 39歳以下の新婚世帯に、婚姻に伴い生じた転居費用や住宅取得費用、婚姻による同居のための賃借費用を補助する。
515	343	Ⅱ	3	③ 結婚の希望をかなえるための支援	187	若者の仲間づくり 支援	若い世代が出会い、仲間づくりを行うことができる場の創出を検討する。	子育て支援課			-	若者の仲間づくり・出会いの場を創出するため、若者の趣味や関心をきっかけとした、誰でも気軽に参加しやすい仲間づくり・出会いの場を企業・団体・市町村等と連携して創出していく。
516	344	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	子ども・若者育成支援推進事業(子ども・若者支援協議会)	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、困難を有することも・若者への支援策の検討や人材育成研修等を実施する。	県民生活課			288千円	①千葉県子ども・若者支援協議会の開催 ・代表者会議(1回)、実務者会議(1回) ②人材育成研修会の実施(1回)
517	345	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	子ども・若者育成支援推進事業(子ども・若者総合相談センター)	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者(概ね39歳まで)や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、こども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。	県民生活課			19,352千円	①千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の運営 ・総相談件数(2,000件程度) うち面接(オンライン含む)相談(300件程度) ・関係機関との連携会議・保護者向け勉強会の実施(各年6回) ・若者を対象とした支援プログラムの実施 ②相談センターを周知するためのリーフレット、ポスターを作成・配付 ・リーフレット(22,000部) ・ポスター(2,000部)
518	346	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	ひきこもり支援推進事業(ひきこもり地域支援センター事業)(相談支援事業)	・ひきこもり地域支援コーディネーターがひきこもり本人や家族等からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関に繋ぐ。 ・市町村プラットフォームと連携しひきこもり状態にある本人及びその家族等の支援を行う。	精神保健福祉センター			10,069千円	・本人や家族等からの電話相談に応じ、相談内容に応じて適切な関係機関につなげるとともに、希望者に対して面接やアウトリーチを実施する。 ・医師、公認心理士、精神保健福祉士等の多職種チームによる市町村支援として、事例検討会や同行訪問を行う。
519	347	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	ひきこもり支援推進事業(ひきこもり地域支援センター事業)(居場所づくり事業)	・ひきこもり状態の本人を対象とした居場所づくりを実施する。 ・県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。	精神保健福祉センター			10,069千円	・当事者が社会参加する機会として定期的に居場所づくりを実施し、ゲーム、音楽鑑賞、読書、モノづくり等の活動を行い、個別の相談にも対応する。 ・家族との面接や家族教室を通じて、ひきこもり当事者へ居場所の情報提供を行う他、県内市町村で実施している居場所づくり事業の情報や、当事者会や家族の会などから活動している情報を県ホームページ等に掲載し普及啓発を行う。
520	348	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	ひきこもり支援推進事業(ひきこもり地域支援センター事業)(家族会開催事業)	ひきこもりの家族を対象とした家族会及び家族向け講演会を開催する(年6回程度開催)。	精神保健福祉センター			10,069千円	・ひきこもり当事者を抱える家族を抱える家族を対象としたひきこもり家族教室、家族交流会をそれぞれ年6回(隔月)で開催する。 ・家族向け講演会を年1回開催する。
521	349	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	ひきこもり支援推進事業(ひきこもり地域支援センター事業)(住民向け講演会・研修会開催事業)	ひきこもり当事者や支援者等への理解を深めるため住民向け講演会を実施する。	精神保健福祉センター			10,069千円	・市町村と連携し、住民向けのひきこもりに関する講演会を年数回開催する。また、県内市町村で実施予定の講演会等に講師を派遣する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
522	350	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	ひきこもり支援推進事業（ひきこもり地域支援センター事業）（サポーター派遣・養成事業）	市町村が実施するひきこもりサポート事業のうち、ひきこもりサポーター派遣を行う市町村に登録した対象者に対し、ひきこもりサポーターとして活動を希望する方の育成・スキル アップのための養成研修を実施する。	障害者福祉推進課 精神保健福祉センター			10,069千円	・ひきこもり支援に関心のある方が、ひきこもりに関する基本的な知識を習得の上、ひきこもりサポーターとして活動ができるよう養成研修を実施する。
523	351	Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	ひきこもり支援推進事業（ひきこもり地域支援センター事業）（連絡協議会・ネットワークづくり事業）	・千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議 及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施する。 ・市町村プラットフォーム及びひきこもり支援関係機関による支援体制を整備するため会議を開催する。	障害者福祉推進課 精神保健福祉センター			10,069千円	・千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議 及び千葉県若者自立支援ネットワーク協議会における、県内のひきこもり支援に関する庁内外の関係機関（雇用、福祉、生活困窮、児童、精神保健等）との連携体制を活用し、ひきこもり支援に関する支援について協議等を実施する。また、ひきこもり支援連携会議を実施し、市町村や関係機関との連携強化を図る。
524		Ⅱ	3	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	189	自殺対策推進事業（再掲）	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対する補助を行うとともに、人材育成のための研修会の実施や各種相談窓口の開設、相談窓口へつなぐインターネット広告、自殺ハイリスク者である自殺未遂者支援など総合的な自殺対策推進事業を実施する。	健康づくり支援課	○	I-7-①	168,080千円	市町村や関係団体が実施する自殺対策事業に対し補助金を交付するとともに、市町村の自殺対策担当者に向けて自殺対策事業の推進を支援するための研修会を実施します。また、電話・SNSでの相談窓口を開設し、検索連動型広告等を活用して相談窓口を周知します。また、自殺ハイリスク者である自殺未遂者に対し支援を行うほか、県内の一般救急医療に従事する医療関係者に向けて対応方法等に関する研修を行います。
525	352	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	地域・子ども・子育て支援事業	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等	児童家庭課 子育て支援課			8,460,000千円	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等 ・上記事業に係るICT化推進事業
526	353	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	病児保育施設整備事業	市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。	子育て支援課			85,000千円	市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する（県内4市実施予定）。
527		Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	子育て支援活動推進事業（再掲）	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。	学事課	○	Ⅱ-1-②	100,000千円	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。
528		Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。	学事課	○	Ⅱ-1-②	366,000千円	幼稚園の教育時間の前後や休業期間中（長期休業日・土日祝）に園児を幼稚園内で過ごせる預かり保育を実施する学校法人立幼稚園に対し助成する。
529		Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、こどもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	1,143,191千円	スクールカウンセラーを、（千葉市を除く）県内公立小学校636校に隔週配置する。また、公立中学校309校、学びの多様化学校2校、県立高校121校、特別支援学校5校、教育事務所等6か所に配置する。 スクールソーシャルワーカーについては、全県69名に配置し、学校種を問わず、柔軟に対応できる体制とした。
530		Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。	教育庁児童生徒安全課	○	Ⅱ-2-①	112,717千円	「24時間子供SOSダイヤル」電話相談、来所相談、メール相談、ワンストップ・オンライン相談、小（4～6年）・中・高校生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。
531	354	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	子育て応援！チーパス事業	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる子育て優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て世帯を応援する気運の醸成を図る。	子育て支援課			8,300千円	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる優待カード「チーパス」が電子版でも利用できることを広報し、利用者の増加を図る。また、協賛店の新規募集やサービス内容の拡充などを促し社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。
532	355	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	「チーバくん」を活用した子育て応援事業	専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県の子育て応援事業に活用する。	子育て支援課			3,813千円	専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県の子育て応援事業に活用する。
533	356	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	ボランティアの振興による地域福祉の推進	大学生等のボランティア活動の普及・促進に向けて、県社会福祉協議会と連携して、大学等と協力し、取組を進める。	健康福祉指導課			4,555千円	・ボランティアリーダー研修会 ・ボランティアコーディネーター研修会 ・大学・短大・専門学校の学生ボランティア、大学等担当教職員、市町村社協職員向けセミナー
534	357	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	194	地域連携アクティブスクールの充実	県主催の設置校の連絡会議を年2回、設置校主催の研修会を2回実施し、運営方法や取組、成果等を関係校が共有し、課題解決や充実に資する。	教育庁教育政策課			450千円	県主催の設置校の連絡会議を年2回、設置校主催の研修会を2回実施し、運営方法や取組、成果等を関係校が共有し、課題解決や充実に資する。
535	358	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	195	家庭教育リーフレット活用事業	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。	教育庁生涯学習課			1,100千円	家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、乳幼児、小学1年生、小学4年生、中学1年生の保護者を対象に配付する。
536	359	Ⅲ	-	① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	195	ウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の運営	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、こどもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。	教育庁生涯学習課			—	ウェブサイトで、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載し、個々の家庭の親力向上を目指すため、随時更新していく。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
537	360	Ⅲ	-	①社会全体で こどもを育 てる環境づ くり	195	家庭教育支援チーム 設置推進事業	家庭教育支援チームの本来の目的(①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援)を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。	教育庁生涯学習課			3,956千円	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③アウトリーチ型家庭教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。 7市町：野田市、陸沢町、鋸南町、栄町、富津市、酒々井町、茂原市
538	361	Ⅲ	-	①社会全体で こどもを育 てる環境づ くり	195	家庭教育支援事業	保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信などの充実を図る。また、子育て中の保護者を孤立させることのないよう家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進める。	教育庁生涯学習課			6,265千円	家庭教育支援事業 ・家庭教育推進委員会の設置(年2回) ・市町村への家庭教育支援 ・県民への家庭教育支援
539	362	Ⅲ	-	①社会全体で こどもを育 てる環境づ くり	195	学校から発信する家 庭教育プログラム	自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子供の教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力家庭教育支援プログラムを作成し、活用の促進を図る。	教育庁生涯学習課			—	各学校において、学級懇談会等で使用するよう啓発する。
540	363	Ⅲ	-	①社会全体で こどもを育 てる環境づ くり	195	企業における家庭教 育支援講座	県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子育て支援講座の開催の働きかけや講座への講師派遣を行う。	教育庁生涯学習課			75千円	社員研修の場を利用した子育て支援講座の開催と講師派遣の実施 ・講座内容 「基本的な生活習慣と親の役割」「乳幼児の親の心得」等 ・対象:5企業等
541	364	Ⅲ	-	①社会全体で こどもを育 てる環境づ くり	195	地域と学校の連携・ 協働体制構築事業	学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)等の学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図るとともに、地域学校協働本部の設置を支援する。	教育庁生涯学習課			402,685千円	地域学校協働本部 ・「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動」推進委員会(年2回) ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)研修講座(計9回:1期3回、2期5回、3期1回)
542	365	Ⅲ	-	②共育での推 進	197	男女共同参画推進事 業所表彰の実施	働く場における男女共同参画を促進するため、積極的な取組を行う県内事業所を表彰し、優良事例として広く紹介する。	多様性社会推進課			9,060千円	本年1月に施行した多様性尊重条例のもと、性別に関わらず誰もがその人らしく活躍できる社会を目指し、働く場における積極的な男女共同参画の取組を行う県内事業所及び雇用やサービス提供、社会貢献など、多様性社会の推進に資する様々な活動を行う県内事業所を公募し、表彰する。 また、受賞事業所については、その取組を冊子・動画の形にまとめ、県内企業等に周知するほか、県のホームページ等で公表することにより、県内の企業等への取組の展開を図る。
543		Ⅲ	-	②共育での推 進	197	千葉県男女共同参画 推進連携会議(再掲)	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、異業種交流会などにより、情報交換や研修会等を実施する。	多様性社会推進課	○	I-2-③	3,952千円	県と連携しながら民間における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、産業・地域・教育分野における県域組織で構成された男女共同参画推進連携会議により、講演会等を開催し、参加団体へ幅広く働きかけを行う。 より実践的な職場環境づくりや人材育成等の取組に繋げることを目的に、実務レベルのリーダーを対象とした男女共同参画シンポジウム及び女性活躍推進のための異業種交流会を実施予定。
544		Ⅲ	-	②共育での推 進	197	男女共同参画地域推 進員事業(再掲)	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。	多様性社会推進課	○	I-2-③	2,023千円	各市町村で活躍する地域推進員の増加を図るほか、地域推進員による地域に根ざした男女共同参画に係る広報・啓発活動等を行う。 ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度
545		Ⅲ	-	②共育での推 進	197	男女共同参画セン ターにおける学習研 修事業(再掲)	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。	多様性社会推進課	○	I-2-③	1,373千円	男女共同参画の意識啓発のため、自己啓発(スキルアップ)講座及び関係機関と連携した専門的講座を開催する。 ○関係機関と連携した男女共同参画に関する専門講座 ・大学等との連携講座 ・地域団体等との連携講座 ○女性リーダー養成講座 ・就労支援講座 ・就農支援講座 ・起業支援講座 ・防災リーダー養成講座
546		Ⅲ	-	②共育での推 進	197	男女共同参画セン ターにおける県民フェ スタの開催(再掲)	社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。	多様性社会推進課	○	I-2-③	2,048千円	社会情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。
547	366	Ⅲ	-	②共育での推 進	197	多様な働き方推進事 業	働きやすい職場環境づくりを推進するため、働き方改革等に関するセミナーの開催やポータルサイトの運営等を通じて周知・啓発を行うとともに、中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせたアドバイス等を行うなど、企業の取組を支援する。	雇用労働課			50,000千円	働き方改革に取り組む中小企業に対して、働きやすい環境づくりアドバイザーの派遣や企業向けセミナーの開催等により、その取組を支援する。 ・働きやすい環境づくりアドバイザーの派遣 働き方改革推進支援:35社程度 テレワーク導入支援:15社程度 ・働き方改革推進支援講座の開催(5回) ・テレワーク推進人材育成講座の開催(3回) ・個別テーマオンラインセミナーの開催(7回) ・働き方改革ポータルサイトの運営、改修 ・移住・二地域居住ポータルサイトの運営(「ちばで働く」ページ等)

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったもの は、【 】で新事業名を 記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
548	367	Ⅲ	－	② 子育ての推進	197	労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。	雇用労働課			560千円	オンデマンドで実施予定。(8科目)
549	368	Ⅲ	－	② 子育ての推進	197	労働相談事業	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進等を図る。	雇用労働課			14,922千円	・一般労働相談 ・弁護士による特別労働相談 ・働く人のメンタルヘルス特別労働相談
550	369	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とするこどもの認可外保育施設等の利用料を給付する。	学事課			3,100,000千円	市町村が支弁する幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費(幼稚園・認可外保育施設等の利用料等)に要する費用の一部を負担する。
551	370	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	小・中学生の就学援助制度(学用品費等)	援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。(学用品等)	教育庁財務課			－	各市町村において、援助が必要な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施する。(学用品等)
552		Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	私立学校経常費補助(再掲)	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。	学事課	○	Ⅱ-1-②	10,670,385千円	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。
553	371	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業(再掲)	私立小中学校等が家計急変の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して授業料減免措置を行った場合、その経費を助成する。	学事課			11,000千円	私立小中学校等が家計急変の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して授業料減免措置を行った場合、その経費を助成する。
554		Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	高等学校等就学支援金(私立高等学校)(再掲)	私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成する。	学事課	○	Ⅰ-4-①	9,750,000千円	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき高等学校等就学支援金を支給する。
555		Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	学び直し支援事業(再掲)	高等学校等を中途退学した者が再び千葉県内の私立高等学校等で学びなおす場合、授業料の支援を行う。	学事課	○	Ⅰ-4-①	17,330千円	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。
556		Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	私立高等学校等奨学のための給付金事業(再掲)	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の補助者に対して、給付金を支給する。	学事課	○	Ⅰ-4-①	1,402,000千円	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。(学事課555,000千円、教育庁財務課847,000千円)
557		Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	私立高等学校等授業料減免事業、私立高等学校入学金軽減事業(再掲)	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部または一部を補助する。 経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。	学事課	○	Ⅰ-4-①	1,398,000千円	私立の高等学校及び専修学校高等課程の生徒の授業料負担軽減を図るため、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。
558	372	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	私立専門学校入学金・授業料減免補助事業	低所得世帯の生徒であっても、専門学校への進路意識や強い学びの意欲がある者に対し、学校が授業料・入学金の全部または一部を免除する場合、その経費を補助する。	学事課			1,200,000千円	低所得世帯の生徒であっても、専門学校への進路意識や強い学びの意欲がある者に対し、学校が授業料・入学金の全部または一部を免除する場合、その経費を補助する。
559	373	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	千葉県要保護準要保護就学援助費事業・制度	県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費・学校給食費を援助する。	教育庁保健体育課			300千円	要保護及び準要保護者の認定は、各学校から申請された者について、千葉県要保護児童生徒及び準要保護児童生徒認定要項に基づき審査を行い認定していく。
560	374	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	児童手当制度の実施	次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育している父母等に手当を支給する。	子育て支援課			11,643,000千円	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等到手当を支給する。
561	375	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	200	保健師等修学資金貸付事業	県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除することにより、県内における看護職員の充足に資する。	医療整備課			415,818千円	県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除する。
562	376	Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	201	千葉県介護福祉士修学資金等貸付	社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び実務者研修養成施設に通う方や離職した介護職員等に対し修学資金の貸付を行う。	健康福祉指導課			114,270千円	社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び実務者研修養成施設に通う方や離職した介護職員等に対し修学資金の貸付を行う。
563		Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	201	保育士修学資金等貸付事業(再掲)	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。	子育て支援課	○	Ⅱ-1-②	89,007千円	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金や保育所等への保育補助者の雇上げ費用、また、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料を継続して貸し付ける。
564		Ⅲ	－	③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	201	生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)(再掲)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。	健康福祉指導課	○	Ⅰ-4-①	122,295千円	生活福祉資金(教育支援資金)の貸付を行うために必要な事務費等について、千葉県社会福祉協議会に補助金を交付する。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったもの は、【 】で新事業名を 記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の 場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
565	377	Ⅲ	-	③子育てや教育に関する経済的負担の軽減	201	子ども医療費助成事業	こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るためこどもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。	子育て支援課			6,800,000千円	子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。
566	378	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。	子育て支援課			2,990千円	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。
567		Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	子育て短期支援事業(再掲)	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。	子育て支援課	○	I-6-①		母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備。
568	379	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	ひとり親家庭等生活上事業(ひとり親家庭等生活支援事業)	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。	子育て支援課			253千円	ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設けることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・学習支援を行う。
569	380	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	県営住宅の入居抽選における特枠世帯への優遇制度	県営住宅の入居に関する抽選について、母子及び父子世帯等を、特枠世帯の一つとして一般世帯よりも当選確率が高くなるよう配慮する。	住宅課			—	引き続き、入居抽選時の球数優遇を講じるとともに母子及び父子世帯のみが申込できる枠を設定する。
570	381	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。	子育て支援課			127,000千円	町村居住者について要保護者を措置。
571	382	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	千葉県こども食堂サポートセンター事業	こどもに無料または安価で食事や团らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。	子育て支援課			10,284千円	こどもに無料または安価で食事や团らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。
572	383	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	ひとり親家庭等生活上事業(こどもの生活学習支援事業)	こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。 また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課			206,689千円	こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。 また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
573	384	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	209	母子・父子自立支援員による相談の実施	ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	子育て支援課			83,652千円	ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
574		Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	中核地域生活支援センター事業(再掲)	こども、障害者、高齢者等、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる社会を実現するため、24時間365日体制で、福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活 支援センターを、県内13か所に設置・運営する。	健康福祉指導課	○	I-4-①	345,201千円	県が県内13箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。
575	385	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	母子父子自立支援員研修の実施	相談・支援に携わる職員を対象に、ひとり親家庭の抱える問題を各自治体各自治体内の関連業務を結びつけるための連携を強化する研修を行う。	子育て支援課			160千円	相談・支援に携わる職員を対象に、ひとり親家庭の抱える問題を各自治体各自治体内の関連業務を結びつけるための連携を強化する研修を行う。
576		Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	生活保護や生活困窮者自立支援を担当する職員等に対する研修の実施(再掲)	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。	健康福祉指導課	○	I-4-①	352千円	県内の生活保護担当職員及び生活困窮者自立支援制度に関わる支援員等に対し、初任者研修及び従事者研修等を実施。
577	386	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供する。	子育て支援課			14,475千円	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供する。
578	387	Ⅲ	-	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。	子育て支援課			97千円	ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。

通し 番号	事業 番号 (再掲を除く)	施策番号				事業名 ※変更があったものは、【 】で新事業名を記載	事業内容	担当課	再掲	本掲場所 ※再掲の場合	令和7年度計画	
		柱	施策 の柱	施策の方向性	頁						当初予算 (千円)	予定事業内容
579	388	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	子育て支援課			11,232千円	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。
580	389	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	高等職業訓練促進給付金	ひとり親の就職の際有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	子育て支援課			19,334千円	ひとり親の就職の際有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。
581	390	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【住宅支援資金貸付事業を含む】	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、 ・入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。	子育て支援課			80,280千円	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、 ・入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。
582	391	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	210	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講するひとり親家庭の親及びその児童に対して、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。	子育て支援課			1,050千円	高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講するひとり親家庭の親及びその児童に対して、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。
583	392	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	211	千葉県養育費等履行確保等支援事業	養育費の不払いはひとり親家庭の生活困窮の一因となっているため、 公正証書の作成手数料、養育費保証契約の初回保証料について支援を行う。	子育て支援課			541千円	養育費の不払いはひとり親家庭の生活困窮の一因となっているため、 公正証書の作成手数料、養育費保証契約の初回保証料について支援を行う。
584	393	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	211	養育費等支援事業	母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。	子育て支援課			1,741千円	母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
585	394	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	211	親子交流支援事業	適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。	子育て支援課			1,502千円	適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。
586	395	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	211	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。	子育て支援課			600,000千円	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。
587	396	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	211	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。	子育て支援課			462,741千円	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、修学資金等の貸し付けを行う。
588	397	Ⅲ	－	④ひとり親家庭等への自立支援の推進	211	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。	子育て支援課			1,045,000千円	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。